

○入場稅法施行細則 (昭和十五年四月一日大藏省令第十七號)

- 第一條 入場稅法施行規則第六條及第十五條ノ規定ニ依ル拂込書ハ第一號書式ニ、計算書ハ第三號書式ニ依リ調製スベシ
- 第二條 日本銀行ニ於テ入場稅及特別入場稅ノ拂込ヲ受ケタルトキハ第二號書式ノ領收書ヲ拂込者ニ交付シ同號書式ノ通知書ニ拂込者ノ提出シタル計算書ヲ添付シ之ヲ歲入徵收官ニ送付スベシ

附 則

本令ハ入場稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式 (用紙適宜輪廓 縱四寸五分 橫三寸三分)

入場稅 (又ハ特別入場稅) 拂込書

第 何 號	何 年 度	大 藏 省 主 管										
租 稅	入 場 稅	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">入 場 稅</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">(又)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">入 場 稅</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">ハ</td> <td style="width: 50%;">何 稅 務 署</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(特 別 入 場 稅)</td> <td></td> </tr> </table>	入 場 稅	(又)	入 場 稅	ハ	何 稅 務 署	(特 別 入 場 稅)				
入 場 稅	(又)	入 場 稅	ハ	何 稅 務 署								
(特 別 入 場 稅)												

Y

頭書ノ金額拂込候也

場 所

住 所

氏名又ハ名稱

日本銀行何店宛

昭和何年何月何日

備 考 本書ノ年度ハ拂込ノ日ヲ以テ區別シ記入スベシ

入場稅 入場稅法施行細則

第二號書式 (用紙適宜輪廓 縱四寸五分 橫三寸三分 二枚接續)

通 知 書

第 何 號	何 年 度	大 藏 省 主 管	
租 稅	入 場 稅	入 場 稅 (又 特別入場稅)	何 稅 務 署
場 所	住 所	氏 名 又 ハ 名 稱 納	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> Y 圖 </div>			
昭和何年何月何日領收			
		日本銀行何店 印	
何稅務署長官氏名殿			

領 收 證 書

第 何 號	何 年 度	入 場 稅 (又 特別入場稅)	
場 所	住 所	氏 名 又 ハ 名 稱 納	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> Y 圖 </div>			
昭和何年何月何日領收			
		日本銀行何店 印	

備 考 日本銀行ハ本書式ノ左側ニ原符ヲ附屬セシムルコトヲ得

入場稅 入場稅法施行細則

入場税 (又ハ特別入場税) 徴収高計算書

第三號書式 (用紙縦五寸五分)

區 分	種 類	總 額		内		課 税		免 税		摘 要
		料 (人員)	入又 (特別入場料)	課 税 (人員)	入又 (特別入場料)	額	額	人員	入又 (特別入場料)	
第 一 種	回数定期又ハ貸切契約ニ依ルモノ									
	何 十 錢 ノ モ ノ									
	何 十 九 錢 ノ モ ノ									
	計									
第 二 種	回数定期又ハ貸切契約ニ依ルモノ									
	何 十 錢 ノ モ ノ									
	何 十 九 錢 ノ モ ノ									
	計									
合 計										

何 十 錢 ノ モ ノ	計	
	何	モ
何		
モ		
計		

昭和何年何月何日

場 所 何府縣何市何町何番地

何業又ハ何會社團

備 考

- 一、區分ノ屬ニハ入場税法第二條ニ規定スル催物又ハ設備ノ種類並ニ通常ノ料金額ヲ掲グルモノトシ
- 但シ第二種ノ場所ニ付テハ設備ノ種類ノキヲ掲グ
- 二、總額ノ屬ニハ其ノ月ニ於テ入場料ヲ徴シタル全部ノ人員及入場料金額ヲ掲グルモノトス

入場税 入場税法施行細則

○入場稅法施行規則第十七條ノ規定ニ依ル検査章書式ノ件(昭和十五年四月一日
大藏省令第十八號)
書式(用紙厚質白紙縦二寸五分
横一寸五分)

第何號	何稅務署	官氏	名
入場稅 特別入場稅		ニ關スル検査章稅務署印	
年月日交付	何稅務署		

附則

本令ハ入場稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

取引所稅

○取引所稅法 (大正三年三月三十一日法律第二十三號)

改正沿革 大正十一年四月二十日法律第六十一號(1)

昭和六年三月二十八日法律第十四號(2)

昭和十四年四月十二日法律第八十一號(3)

昭和十五年三月二十九日法律第四十二號(4)

第一條 取引所ニハ賣買手數料收入金額百分ノ十二ノ割合ニ依リ取引所特別稅ヲ課ス(4)

第二條 取引所ハ毎月ノ賣買手數料收入金額ヲ翌月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第三條 取引所特別稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ納付スヘシ

シ(4)

第四條 會員組織ノ取引所ニハ取引所特別稅ヲ課セス(4)

第五條 取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シ得ルモノニハ其ノ賣買各約定金高ニ對シ左ノ稅率ニ依リ取引稅ヲ課ス(2・4)

第一種 地方債證券又ハ社債券ノ賣買取引

甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ 萬分ノ〇・六

乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ一

第二種 有價證券ノ賣買取引

甲 七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ 萬分ノ五

乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ七

第三種 商品ノ賣買取引

甲 銘柄又ハ等級別ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行ヒ履行期ニ於テノミ差金ノ授受ニ依リテ決

濟ヲ爲シ得ル取引ニ屬スルモノ 萬分ノ一・二五

乙 其ノ他ノモノ 萬分ノ二・五

賣買ヲ解約スルモ其ノ税金ハ之ヲ免除セス(1)

第六條 削除(1)

第七條 國債證券ノ賣買取引ニハ取引稅ヲ課セス(1)

第八條 取引所ノ取引員又ハ會員ハ取引稅ヲ課セラルヘキ毎月分ノ賣買取引ノ賣買各約定金高ヲ種別及其ノ區分毎ニ記載シタル申告書ヲ取引所ヲ經テ翌月十日迄ニ政府ニ提出スヘシ

取引所ハ前項ノ申告書ヲ調査シ其ノ當否ニ付意見ヲ付シ前項ノ期間内ニ之ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ取引所ヲシテ申告書ノ調査ヲ爲サシムル爲取引員又ハ會員ハ第一項ノ期日前相當ノ期間内ニ申告書ヲ取引所ニ送付スヘシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告高ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス(1)

第九條 取引所ノ取引員又ハ會員ハ毎月分ノ税金ヲ取引所ヲ經テ翌月末日迄ニ政府ニ納付スヘシ(1)

第十條 政府ハ取引稅ノ納稅告知書ヲ取引所ニ交付シ取引所ハ之ヲ其ノ取引員又ハ會員ニ送達スヘシ此ノ場合ニ於テハ取引所ニ交付シタル時ヲ以テ其ノ取引員又ハ會員ニ送達アリタルモノト看做ス

取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ納付スヘキ税金ヲ取纏メ前條ノ納期內ニ之ヲ政府ニ送付スヘシ(一)

取引所前項ノ規定ニ依リ取纏メタル税金ヲ送付セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ取引所ヨリ之ヲ徵收ス

第十一條 取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ課稅標準額ノ申告及取引稅ノ納付ハ前三條ノ期限ニ拘ラス直ニ之ヲ爲スヘシ(一)

前項ノ規定ハ取引所ノ廢業シタル場合ニ於テ取引稅ニ付之ヲ準用ス

第十二條 取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ取引稅ノ納付ニ付保證ノ責ニ任ス

取引所ノ取引員又ハ會員納期內ニ取引稅ヲ納付セサルトキハ政府ハ取引所ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得(一)

第十三條 取引所ハ賣買手數料及賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員ハ賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ(一)

第十四條 收稅官吏ハ取引所、取引所ノ取引員又ハ會員ニ就キ其ノ賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ検査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得(一)

第十五條 取引所第二條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス因リテ

脫稅シタルトキハ脫稅高三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス

第十六條 取引所ノ取引員又ハ會員第八條又ハ第十一條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脫稅シタルトキハ脫稅高五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス(一)

第十七條 取引所法第二十五條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ取引稅ニ關シテハ取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲シテ脫稅シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

前項ノ場合ニ於テハ委託者ニ對シ約定金高トシテ計算シタル金額ヲ以テ賣買各約定金高トス(一)

第十七條ノ二 取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ第五條ニ規定スル賣買取引ニ該當セサルモノニ付差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シタルトキハ取引物件ノ種別ニ從ヒ其ノ最高稅率ノ取引稅ヲ課セラルヘキ賣買取引ヲ爲シテ脫稅シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

前項ノ場合ニ於ケル稅額ハ賣買各約定金高ニ依リ計算ス(一)

第十八條 取引所ノ取引員又ハ會員ノ爲シタル第八條又ハ第十一條ノ申告不當ナル場合ニ於テ取

引所之ヲ正當ナル申告トシテ政府ニ提出シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脱稅スルニ至ラシメタルトキハ脱稅高五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ稅金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス(1)

第十九條 取引所又ハ取引所ノ取引員若ハ會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス(1)

一 取引所第八條又ハ第十一條ノ場合ニ於テ申告書ニ意見ヲ附セス又ハ申告書ノ提出ヲ怠リタルトキ

二 賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿ヲ調製セス、其ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リタルトキ又ハ帳簿書類ヲ隱匿シタルトキ

第三條 收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シタルトキ

第二十條 本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

第二十一條 取引所ノ取引員又ハ會員ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ取引員又ハ會員ヲ處罰ス(1)

第二十一條ノ二 日本米穀株式會社ノ米穀市場ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決済

ヲ爲シ得ルモノニ付テハ命令ヲ以テ定ムル賣買取引ヲ除クノ外日本米穀株式會社及其ノ米穀市場ヲ取引所、其ノ市場員ヲ取引員ト看做シ本法中取引稅ニ關スル規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ

ハ第五條第一項ノ規定ニ拘ラス賣買各約定金高ニ對シ萬分ノ一・二五ノ稅率ニ依ル米穀配給統制法第十六條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ第十七條ノ例ニ依ル

日本米穀株式會社ノ米穀市場ニ於ケル賣買取引ニシテ第一項ニ規定スル賣買取引ニ該當セサルモノニ付差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シタルトキハ第十七條ノ二ノ例ニ依ル(3)

第二十二條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ營業稅ノ附加稅ヲ課スルノ外取引所ノ業務ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ス(4)

附 則

本法ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十二條ノ規定ハ大正四年四月一日ヨリ施行ス

本法施行前ノ賣買取引ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依リ取引所稅ヲ徵收ス

本法施行前ニ爲シタル賣買取引ニ係ル賣買手數料ニシテ本法施行後ニ收入スルモノハ取引所營業稅ノ課稅標準額ニ算入セス

明治三十九年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十一年九月一日ヨリ施行)

本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其ノ取引ノ結了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

附 則(2)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(3)

第五十三條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(註、米穀配給統制法第五十三條)

附 則(4)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス(4)

本法施行前ニ爲シタル賣買取引ニ基ク賣買手數料收入金額ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

○取引所稅法施行規則 (大正三年七月六日大藏省令第十三號)

改正沿革 大正十一年八月二十三日省令第五十一號(1)

昭和十四年九月三十日省令第四十四號(2)

昭和十五年四月一日省令第十五號(3)

第一條 取引所設立ノ免許ヲ受ケタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ届出ツヘシ
所轄稅務署ニ届出ツヘシ定款若ハ業務規程變更ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ變更ヲ命セラレタルトキ亦同シ(1)

取引所免許繼續ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ届出ツヘシ

第二條 取引所開業シタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ廢業シタルトキ亦同シ

第三條 取引所ハ取引所稅法第二條ニ依ル取引所特別稅課稅標準額申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ(3)

第三條ノ一 支所ヲ設クル取引所ニ在リテハ前三條ニ依ル届出又ハ申告ハ本支所各別ニ其ノ所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ(1)

第四條 取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタル者又ハ取引所ノ會員ト爲リタル者ハ其ノ住所、氏名又ハ名稱、營業所、所屬取引所及免許ヲ受ケ又ハ會員ト爲リタル年月日ヲ直ニ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ届出ツヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業、脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ旨直ニ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ申告スヘシ但シ死亡又ハ解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其

ノ申告ヲ爲スヘシ(1)

第五條 取引所稅法第八條ニ依ル取引稅課稅標準額申告書ハ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ提出スヘシ

第六條 第一條第一項、第二條、第四條第二項但書及第五條ノ規定ハ取引所稅法第二十一條ノ第二項ノ規定ニ依リ取引所ト看做サルル日本米穀株式會社及其ノ米穀市場ニ付之ヲ準用ス(2)
第四條及第五條ノ規定ハ取引所稅法第二十一條ノ第二項ノ規定ニ依リ取引員ト看做サルル日本米穀株式會社ノ米穀市場ノ市場員ニ付之ヲ準用ス(2)

附 則

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際既ニ開業セル取引所及現ニ仲買人又ハ會員タル者ハ本令施行後二十日以内ニ第一條又ハ第四條ノ届出ヲ爲スヘシ

附 則(1)

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前免許ヲ受ケタル取引所ニシテ取引所令附則第三項ノ規定ニ依リ業務規程ノ認可ヲ受ケタルトキハ認可後五日以内ニ業務規程ヲ添へ所轄稅務署ニ之ヲ届出ツヘシ

本令施行前所轄稅務署ニ爲シタル仲買人ノ免許ニ關スル届出ハ本令ニ依リ爲シタル取引員ノ免許ニ關スル届出ト看做ス

附 則(2)

本令ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(3)

本令ハ昭和十五年法律第四十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ爲シタル賣買取引ニ基ク賣買手数料收入金額ニ課セラルベキ取引所營業稅ノ課稅標準額申告書ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

物 品 税

○物品税法（昭和十五年三月二十九日法律第四十號）

第一條 左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニハ本法ニ依リ物品税ヲ課ス
第一種

甲類

- 一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品
- 二 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品
- 三 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品
- 四 鼈甲製品
- 五 珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七寶製品
- 六 毛皮又ハ毛皮製品
- 七 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品

乙類

- 八 時計
- 九 文房具
- 十 身邊用細貨類
- 十一 化粧用具
- 十二 喫煙用具
- 十三 帽子、杖、鞭及傘
- 十四 靴及トランク
- 十五 靴及履物
- 十六 書畫及骨董
- 十七 室内裝飾用品
- 十八 玩具
- 十九 運動具
- 二十 照明器具
- 二十一 電氣器具及瓦斯器具

二十二 圍碁及將棋用具

二十三 家具

二十四 漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ

二十五 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ

二十六 皮革製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ

二十七 織物、メリヤス、レース、フェルト及同製品並ニ組物

二十八 果物

二十九 菓子

三十 盆栽、盆石及鉢植類

三十一 愛玩用動物及同用品

第二種

甲類

- 一 寫真機、寫真引伸機、映寫機、同部分品及附屬品
- 二 寫真用ノ乾板、フィルム及感光紙
- 三 蓄音器及同部分品

物品稅 物品稅法

- 四 蓄音器用レコード
 - 五 樂器、同部分品及附屬品
 - 六 雙眼鏡及隻眼鏡
 - 七 銃及同部分品
 - 八 藥莢及彈丸
 - 九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品
 - 十 娛樂用ノモーターボート、スカール及ヨット
 - 十一 撞球用具
 - 十二 ネオン管及同變壓器
 - 十三 喫煙用ライター
 - 十四 乗用自動車
 - 十五 化粧品
- 乙類
- 十六 ラヂオ聴取機及同部分品
 - 十七 受信用真空管、擴聲用增幅器及擴聲器

- 十八 扇風機及同部分品
- 十九 煖房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ
- 二十 冷蔵庫及同部分品
- 二十一 金庫及鋼鐵製家具
- 二十二 シャンプー及洗粉
- 二十三 紅茶、珈琲及其ノ代用物並ニココア
- 二十四 嗜好飲料但シ酒類及清涼飲料ヲ除ク

第三種

- 一 燐寸
 - 二 飴、葡萄糖及麥芽糖
- 同一物品ニシテ第一種及第二種ニ該當スルモノハ之ヲ第二種トシ、甲類及乙類ニ該當スルモノハ之ヲ甲類トス

第二條 物品稅ノ稅率左ノ如シ

第一種

甲類

物品ノ價格百分ノ二十

乙類

物品ノ價格百分ノ十

第二種

甲類

物品ノ價格百分ノ二十

乙類

物品ノ價格百分ノ十

第三種

一 燐寸 千本ニ付 五錢

二 飴、葡萄糖及麥芽糖

イ 麥芽糖化ノ方法ニ依リ製造シタル飴

百斤ニ付 二圓

ロ 其ノ他ノ飴並ニ葡萄糖及麥芽糖

百斤ニ付 二圓五十錢

第三條

前條ノ價格ハ第一種ノ物品ニ付テハ小賣業者ノ販賣價格、第二種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但シ保稅地域ヨリ引取ラルル第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徵收スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル價格トス
前項ノ價格及燐寸ノ本數ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條

物品稅ハ第一種ノ物品ニ付テハ販賣セラレタル物品ノ價格ニ應ジ小賣業者ヨリ、第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ラレタル物品ノ價格又ハ數量ニ應ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第五條

物品稅ハ第一種第十六號及第三十號ニ掲グル物品ニ付テハ其ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ賣買セラルル場合ニシテ命令ヲ以テ定ムル場合ニ限り之ヲ課ス
前項ノ場合ニ於テハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ小賣業者トシテ當該物品ヲ販賣スルモノト看做ス

第六條

製造場以外ノ場所ニ於テ販賣ノ爲化粧品、シャンプー、洗粉又ハ嗜好飲料ヲ容器ニ充填シ又ハ改裝スルトキハ之ヲ化粧品、シャンプー、洗粉又ハ嗜好飲料ノ製造ト看做ス

第七條

左ニ掲グル場合ニ於テハ嗜好飲料、飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ハ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス
一 嗜好飲料ヲ製造場内ニ於テ飲用シタルトキ
二 飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ヲ製造場内ニ於テ飴、葡萄糖又ハ麥芽糖以外ノ製品ノ原料トシテ使用シタルトキ

第八條 第一種ノ物品ノ小賣業者ハ毎月其ノ販賣シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ、第三種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ

第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ヲ保稅地域ヨリ引取ル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第九條 小賣業者ガ其ノ販賣シタル第一種ノ物品ノ返還ヲ受ケタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ返還ヲ受ケタル月分以降ノ稅額ヨリ其ノ物品ニ課セラレタル物品稅ニ相當スル金額ヲ控除ス製造場ヨリ移出シタル第二種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合亦同ジ

製造場ヨリ移出シタル第三種ノ物品ヲ同一製造場内ニ戻入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ物品稅ノ徵收ヲ爲サズ

第十條 物品稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ第四條但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

命令ノ定ムル所ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ニ付物品稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ一月以内物品稅ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

關稅法第三十四條但書ノ規定ニ依リ保稅地域ヨリ引取ル物品ニ付テハ第一項但書ノ規定ニ拘ラズ輸入免許ヲ受ケタル際物品稅ヲ納付スベシ此ノ場合ニ於テハ引取ノ際其ノ税金ノ擔保ヲ提供スルコトヲ要ス

第十一條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ藏置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保稅地域ヨリ引取ル第二種又ハ第三種ノ物品ニ付テハ第四條ノ規定ヲ適用セズ

前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ證明ナキモノニ付テハ製造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ物品稅ヲ徵收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ物品稅ヲ免除ス

第十二條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シ又ハ保稅地域ヨリ引取ル物品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ物品稅ヲ免除ス

- 一 第二種ノ物品ノ製造ノ用ニ供スル第二種ノ物品
- 二 飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ノ製造ノ用ニ供スル飴、葡萄糖又ハ麥芽糖
- 三 輸出スル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ノ製造ノ用ニ供スル飴、葡萄糖又ハ麥芽糖

前條第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先若ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ證明ナキモノ又ハ移出先若ハ引取先ニ移入前其ノ用途ヲ變更セラレタルモノニ付之ヲ準用ス

第一項ノ物品ヲ移出先又ハ引取先ニ移入後其ノ用途ヲ變更シタル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

第一項第三號ノ規定ニ依リ物品稅ノ免除ヲ受ケタル飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ヲ使用シテ菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ製造シタル者ガ之ヲ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シタルコトヲ證明セザル場合ニ於テハ製造者ヨリ直ニ其ノ物品稅ヲ徵收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品稅ヲ免除ス

一 輸出スルモノ

二 學術研究用ニ供スルモノ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ

第十一條第三項ノ規定ハ前項ノ物品ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出シ又ハ其ノ用途ニ供セラレタルコトノ證明ナキモノニ付之ヲ準用ス

第十四條 物品稅ヲ課セラレタル飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ輸出シタルトキハ輸出者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ原料トシテ使用シタル飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ニ付課セラレタル物品稅ニ相當スル金額以下ノ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第十五條 第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營マントスル者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小賣業又ハ製造ヲ廢止セントスルトキ亦同シ

第十六條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル事實ヲ帳簿ニ記載スベシ

第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第十七條 收稅官吏ハ第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ爲シ若ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ニシテ製造者又ハ販賣者ノ所持スルモノ
- 二 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル一切ノ帳簿書類
- 三 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造、貯藏又ハ販賣上必要ナル建築物、機械、器具、材料其ノ他ノ物件

第十八條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ物品稅ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシタル者ハ其ノ逋脱シ又ハ逋脱セントシタル稅金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ガ二十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
- 二 政府ニ申告セズシテ第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ミ又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ヲ製造シタル者

前項第二號ニ規定スル者ニ付テハ直ニ其ノ小賣シタル第一種ノ物品又ハ製造シタル第二種若ハ第三種ノ物品ニ對スル物品稅ヲ徵收ス

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第十六條第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隱匿シタル者
- 二 第十六條第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
- 三 第十七條ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

第二十一條 第十八條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

第二十二條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

第二十三條 本法ニ於テ保稅地域トハ關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ

第二十四條 關稅定率法第七條第十七號ノ規定ハ第十二條第一項第三號ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除セラレタル飴、葡萄酒若ハ麥芽糖ヲ原料トシテ製造シ又ハ第十四條ノ規定ニ依リ交付金ヲ交付セラレタル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第二十五條 自己又ハ其ノ家族ノ用ニノミ供スル第二種ノ物品又ハ飴ヲ製造スル者ニハ當該物品

ニ付本法ヲ適用セズ

附 則

第二十六條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十四條ノ規定ハ昭和十五年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十七條 第九條ノ適用ニ付テハ支那事變特別稅法ニ依リ課セラレタル物品稅ハ之ヲ本法ニ依リ課セラレタル物品稅ト看做ス

第二十八條 支那事變特別稅法第四十八條第一項、第四十九條第一項又ハ第五十條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物品ハ各第十一條第一項、第十二條第一項又ハ第十三條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十九條 支那事變特別稅法第三十八條ニ掲グル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者又ハ同第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造ヲ爲ス者ニシテ同法ニ依リ其ノ旨ヲ申告シタルモノハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第三十條 本法施行前ヨリ引續キ琥珀製品、象牙製品、七寶製品、菓子、盆栽盆石及鉢植類、並ニ愛玩用動物及同用品ノ小賣業ヲ營ム者本法施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依リ申告シタルモノト看做ス

第三十一條 第一條ニ掲グル第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ之ニ物品稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ物品ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ第一號ノ物品ニ付テハ第一條各號ニ掲グル品名毎ニ價格三千圓、飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ニ付テハ一萬斤ヲ超ユル部分ニ付第二條ニ規定スル稅率ニ依リ算出シタル稅額ト支那事變特別稅法第三十九條ニ規定スル稅率ニ依リ算出シタル稅額トノ差額ヲ以テ其ノ稅額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ物品稅ヲ徵收ス

一 第一條ニ掲グル第二種第一號乃至第十五號ノ物品ニシテ同條各號ニ掲グル品名毎ニ價格三千圓ヲ超ユルモノ

二 飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ニシテ合計斤數一萬斤ヲ超ユルモノ
前項ノ製造者又ハ販賣者ハ第二種ノ物品ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量、價格及貯藏ノ場所、飴、葡萄酒又ハ麥芽糖ニ付テハ其ノ品名毎ニ數量及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

○物品稅法施行規則 (昭和十五年三月三十一日勅令第五百五十號)

改正沿革 昭和十六年三月二十九日勅令第二百九十三號 (一)

第一條 物品税法第一條ノ規定ニ依リ物品稅ヲ課スベキ物品ハ別表ニ定ムル所ニ依ル別表ニ於テ貴金屬トハ金、銀、白金及此等ヲ主タル材料トスル合金ヲ謂フ別表ニ於テ貴石、半貴石、眞珠、金又ハ白金ヲ用ヒタル製品トハ其ノ用ヒタル貴石、半貴石、眞珠、金又ハ白金ノ價格(二種以上ノモノヲ用ヒタルモノニ付テハ其ノ價格ヲ合算ス)ガ三圓以上ノモノヲ謂フ

第二條 物品税法第一條ニ掲グル第一種ノ物品中第十六號及第三十號ニ掲グルモノニ付物品稅ヲ課スベキ場合ハ一回ノ賣買總金額ガ一萬圓ヲ超ユル場合ニ限ル但シ強制競賣ノ場合ハ物品稅ヲ課セズ

第三條 物品税法第一條ニ掲グル第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營マントスル者ハ販賣場及販賣スベキ物品ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申告書ヲ販賣場所轄稅務署ニ提出スベシ

第四條 物品税法第一條ニ掲グル第二種又ハ第三種ノ物品ヲ製造セントスル者ハ製造場及製造スベキ物品ヲ定メ其ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ記載シタル申告書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スベシ

第五條 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者一月以上販賣又ハ製造ヲ休止セントスルトキハ其ノ時期ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スベシ

第六條 稅務署長ハ必要ト認ムルトキハ第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者ニ製造場ノ圖面及製造

用ノ機械器具ノ目錄ヲ提出セシムルコトヲ得

第七條 第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ申告シタル事項又ハ前條ノ規定ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度所轄稅務署ニ申告スベシ

第八條 第一種ノ物品ノ小賣業又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造業ヲ相續シタル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第一種ノ物品ノ小賣業又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造業ヲ讓受ケタル者ハ讓渡人ト連署シテ所轄稅務署ニ申告スベシ

合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ第一種ノ物品ノ小賣業又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造業ヲ承繼シタルトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第九條 第一種ノ物品ノ小賣業又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造ヲ廢止セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第十條 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者販賣場又ハ製造場ヲ移轉セントスルトキハ移轉ノ事實ヲ具シ第三條又ハ第四條及前條ノ規定ニ準ジ申告ヲ爲スベシ

第十一條 第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ通常容器ト共ニ販賣セラルルモノノ價格ハ其ノ容器ノ

價格ヲ加ヘタル金額ニ依ル

第十二條 保稅地域ヨリ引取ラルル第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ引取人ヨリ税金ヲ徵收スルモノノ價格ハ輸入ノ際ニ於ケル到着價格ニ當該物品ニ課セラルベキ織物消費稅及關稅ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額ニ依ル

第十三條 燐寸ノ本數ハ軸木ノ本數ニ依ル但シ二個以上ノ點火裝置ヲ附シタルモノニ付テハ其ノ點火裝置ノ個數ニ依ル

第十四條 第一種ノ物品ノ販賣者又ハ製造者ガ第一種ノ物品ヲ保稅地域ヨリ引取ル場合ニ於テハ物品稅ハ之ヲ徵收セズ

前項ノ場合ニ於テハ販賣場又ハ製造場ノ所轄稅務署ヨリ交付ヲ受ケタル販賣者又ハ製造者タルコトヲ證明スベキ書類ヲ所轄稅關ニ提出スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ物品稅法第八條第二項ノ規定ニ依ル申告書ノ提出ヲ要セズ

第十五條 物品稅ノ免除ヲ受ケズシテ輸出シタル物品ヲ再輸入シ之ヲ保稅地域ヨリ引取ル場合ニ於テハ物品稅ヲ徵收セズ

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第十六條 物品稅法第八條第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ所轄稅務署ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ申告書ノ提出ナキトキ又ハ稅務署長其ノ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ稅務署長ハ其ノ課稅標準額ヲ決定スベシ

前二項ノ規定ハ物品稅法第八條第二項ノ規定ニ依ル申告ニ付之ヲ準用ス

第十七條 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種ノ物品ノ製造者返還ヲ受ケ又ハ戻入シタル物品ニ付物品稅法第九條第一項ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケントスルトキハ當該物品ニ付物品稅ヲ納付シ又ハ其ノ徵收ノ猶豫ヲ受ケタルコトヲ證明スベキ書類及返還又ハ戻入ノ事實ヲ證明スベキ書類ヲ呈示シテ當該物品ノ品名、數量、價格及稅額ニ付所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ

第十八條 物品稅法第一條ニ掲グル第三種ノ物品ノ製造者戻入シタル物品ニ付同法第九條第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスルトキハ當該物品ニ付物品稅ヲ納付シ又ハ其ノ徵收ノ猶豫ヲ受ケタルコトヲ證明スベキ書類及戻入ノ事實ヲ證明スベキ書類ヲ呈示シテ當該物品ノ品名及數量ニ付所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ

第十九條 擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債ニ限ル

擔保トシテ金錢又ハ無記名國債證券ヲ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

擔保トシテ登錄國債ヲ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ所轄稅務署ニ提出

スベシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スベシ

擔保トシテ提供シタル國債ノ償還ヲ受クルニ至リタルトキハ稅務署長ハ擔保提供者ヲシテ之ニ代ルベキ擔保ヲ提供セシムベシ

第二十條 物品稅法第十條第二項ノ規定ニ依リ擔保ヲ提供シタル者期限内ニ税金ヲ納付セザルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充ツ但シ擔保物國債ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ税金及公賣ノ費用ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徴シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

前項ノ規定ハ物品稅法第十條第三項ノ規定ニ依リ提供シタル擔保ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 物品稅法第十一條第一項ノ規定ニ依リ第二種又ハ第三種ノ物品ヲ製造場ヨリ移出セントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第二十二條 前條ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シタル第二種又ハ第三種ノ物品ヲ移出先タル製造場又ハ藏置場ニ移入シタルトキハ移出先ノ營業者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申告スベシ

第二十三條 物品稅法第十二條第一項第三號ノ物品ハ輸出スル菓子及糖果ノ外輸出スル果實蜜及之ニ類スルモノトス

第二十四條 物品稅法第十二條第一項ノ規定ニ依リ第二種ノ物品又ハ飴、葡萄糖若ハ麥芽糖ヲ製

造場ヨリ移出セントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第二十二條ノ規定ハ前項ノ物品ヲ其ノ移出先ニ移入シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第二十五條 物品稅法第十二條第一項ノ規定ニ依リ物品稅ノ免除ヲ受ケタル物品ニ付其ノ用途ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第二十六條 物品稅法第十三條第一項第三號ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除スル物品ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 醫療用ニ供スルモノ但シ第三種ノ物品ヲ除ク

二 機械用又ハ工業用ニ供スルモノ但シ燐寸竝ニ飲料又ハ食料品ノ製造ノ用ニ供スル飴、葡萄酒及麥芽糖ヲ除ク

三 神社、寺院又ハ教會ニ於テ式典用又ハ禮拜用ニ供スルモノ但シ第三種ノ物品ヲ除ク

四 教育用ニ供スルモノ但シ中等學校又ハ國民學校ニ於テ使用スル寫真機、映寫機、寫真用フィルム、蓄音器、蓄音器用レコード、ピアノ、オルガン、箏、三絃、ラジオ聽取機、擴聲用增幅器及擴聲器ニ限ル^(一)

五 軍用ニ供スルモノ但シ陸海軍ノ購入ニ係ル毛皮、毛皮製品、帽子、鞆、トランク、靴、寢臺、第一種第二十六號ノ皮革製品、織物、織物製品、メリヤス、メリヤス製品、犬、寫真機、

寫真機部分品、寫真用乾板、寫真用フィルム、寫真用感光紙、雙眼鏡、隻眼鏡、銃、銃部分品、藥莢及彈丸ニ限ル

六 通信用ニ供スルモノ但シ無線電信又ハ無線電話(放送無線電話ヲ除ク)ノ用ニ供スルラヂオ聽取機及受信用真空管ニ限ル

第二十七條 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ノ製造者物品稅法第十三條及前條ノ規定ニ依リ物品稅ノ免除ヲ受ケントスルトキハ第一種ノ物品ヲ引渡シ又ハ第二種若ハ第三種ノ物品ヲ製造場ヨリ移出スル際其ノ旨ヲ所轄稅務署ニ申請シ承認ヲ受クベシ

第二十八條 物品稅法第十二條第一項第三號ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除セラレタル飴、葡萄糖若ハ麥芽糖ヲ原料トシテ製造シタル菓子、糖果若ハ果實蜜及之ニ類スルモノ又ハ同法第十三條第一項第一號ノ物品ニ付輸出ノ證明ヲ爲サントスルトキハ輸出免狀又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署必要アリト認ムルトキハ外國ニ陸揚シタルコトヲ證スベキ書類ヲ提出セシムルコトヲ得

第二十九條 物品稅法第十一條第三項、第十二條第二項及第四項並ニ第十三條第二項ノ期間ハ稅務署長之ヲ指定ス

第三十條 物品稅法第十一條第三項但書、第十二條第二項及第四項但書並ニ第十三條第二項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスル者ハ事由ヲ具シ第二十一條、第二十四條第一項又ハ第二十七條ノ稅務署ニ申請スベシ

前項ノ場合ニ於テ滅失シタル場所ガ前項ノ稅務署ノ管轄外ナルトキハ最寄稅務署ニ滅失ノ事實ヲ申告シテ證明書ノ下付ヲ受ケ前項ノ申請ノ際之ヲ提出スベシ

第三十一條 第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條及第二十七條乃至前條ノ規定ハ物品稅法第十一條乃至第十三條ノ規定ノ適用ヲ受ケ保稅地域ヨリ引取ラルル第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ニ付之ヲ準用ス

第三十二條 物品稅法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ハ左ノ各號ニ掲グル金額トス但シ飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ノ製造場ヨリ直接引取リタル飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ヲ原料トシテ保稅工場ニ於テ製造シタル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノニ付テハ其ノ飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ニ對スル物品稅ニ相當スル金額トス

一 麥芽糖化ノ方法ニ依リ製造シタル飴ヲ使用シタル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノ菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ中ニ含有スル麥芽糖化ノ方法ニ依リ製造シタル飴百斤ニ付

二圓

二 其ノ他ノ飴又ハ葡萄糖若ハ麥芽糖ヲ使用シタル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノ

菓子、糖菓又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ中ニ含有スル麥芽糖化以

外ノ方法ニ依リ製造シタル飴、葡萄糖又ハ麥芽糖百斤ニ付 二圓五十錢

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ物品稅法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ヲ交付

セズ

一 菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ輸出後一年以内ニ交付金ノ交付ヲ申請セザルト
キ

二 菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ一回ノ輸出數量ガ三百斤ニ滿タザルトキ

第三十四條 物品稅法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ輸出ノ際關稅法施行規則第三十四條第一項ノ規定ニ依ル申告ノ外菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノノ種類、毎種類ノ數量、使用原料ノ種類、製造者ノ氏名又ハ名稱及製造ノ場所ヲ稅關ニ申告シ飴、葡萄糖又ハ麥芽糖ノ含有量ニ付檢定ヲ受クベシ但シ第三十二條但書ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條 物品稅法第十四條ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ輸出免狀又ハ之ニ代ルベキ稅關ノ證明書ヲ添附シテ輸出港稅關ニ提出スベシ

第三十二條但書ノ規定ニ依ル交付金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ書類ノ外飴、葡萄糖又ハ麥芽糖製造場所轄稅務署ノ物品稅納稅濟證明書及保稅工場所轄稅關ノ製造證明書ヲ提出スベシ

第二十八條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三十六條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 受入レタル物品ノ品名、數量、價格及受入ノ日竝ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二 販賣シタル物品ノ品名、數量、價格及販賣ノ日竝ニ其ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號ノ買受人ノ住所及氏名又ハ名稱ノ記載ヲ要セズ但シ所轄稅務署監督上必要アリト認め其ノ記載ヲ命ジタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七條 第一種、第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

一 受入レタル材料ノ種類、數量及受入ノ日竝ニ其ノ引渡人ノ住所及氏名又ハ名稱

二 使用シタル材料ノ種類、數量及使用ノ日

三 製造シタル物品ノ品名、數量及製造ノ日

四 販賣シ又ハ移出シタル物品ノ品名、數量、價格及販賣又ハ移出ノ日竝ニ其ノ買受人又ハ引取人ノ住所及氏名又ハ名稱

前條第二項ノ規定ハ前項第四號ニ掲グル事項ノ記載ニ付之ヲ準用ス

第三十八條 販賣場ヲ有セズシテ第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ム者ニ在リテハ其ノ住所、住所ナキトキハ居所ヲ以テ販賣場ト看做ス

第三十九條 本令中稅務署ニ屬スル事務ハ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ關シテハ稅關之ヲ行フ附則

第四十條 本令ハ物品稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十二條乃至第三十五條ノ規定ハ昭和十五年四月三十日以前ノ輸出ニ係ル菓子、糖果又ハ果實蜜及之ニ類スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十一條 物品稅法第三十條ノ規定ニ依リ政府ニ申告セントスル者ハ第三條ノ規定ニ準ジテ作成シタル申告書ニ同法施行前ヨリ引續キ琥珀製品、象牙製品、七寶製品、菓子、盆栽盆石及鉢植類並ニ愛玩用動物及同用品ノ小賣業ヲ營ムコトノ事實ヲ併セ記載シ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

第四十二條 物品稅法第三十一條第一項ノ規定ニ依リ課スベキ物品稅ハ其ノ稅額百圓以下ナルトキハ昭和十五年五月三十一日限、稅額百圓ヲ超ユルトキハ左ノ區分ニ依リ各月ニ等分シ其ノ月末日限之ヲ徵收ス

稅額百圓ヲ超ユルトキ 昭和十五年五月及六月

稅額千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至七月

稅額二千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至八月

稅額五千圓ヲ超ユルトキ 同年五月乃至九月

第四十三條 物品稅法第三十一條第二項ノ規定ニ依ル申告ハ第二種ノ物品又ハ飴、葡萄糖若ハ麥芽糖ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ

第四十四條 宗教團體法第三十五條第一項ノ佛堂ニ於テ式典用又ハ禮拜用ニ供スル物品（第三種ノ物品ヲ除ク）ハ物品稅法第十三條第一項第三號ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除ス

【別表】

課稅物品表

第一種	品名	課稅最低限	
		單位	價格

甲類

- 一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品但シ理化學用ノモノヲ除ク
 - イ 貴石、半貴石
 - ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ペリール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳古玉、月長石、青金石、クンツァイト、ブラッドストーン及ヘマタイト
 - ロ 貴石又ハ半貴石ヲ用ヒタル製品
- 二 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品
 - イ 天然眞珠及養殖眞珠
 - ロ 眞珠ヲ用ヒタル製品
- 三 貴金屬製品又ハ金若ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ理化學用ノモノ又ハ醫療用ノモノヲ除ク
 - イ 貴金屬製品但シ金ペンヲ除ク

一個	一個	一個	一個
一個又ハ一組	一個又ハ一組	一個又ハ一組	一個又ハ一組
三圓	三圓	三圓	三圓

- ロ 金側又ハ白金側ノ時計但シ金ヲ鍍シ又ハ張りタルモノヲ除ク
- ハ 金屏風及金衝立
- ニ 其ノ他金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ金箔、金絲、金粉又ハ金液ヲ用ヒタルモノ及金ヲ鍍シ又ハ張りタルモノヲ除ク
- 四 龍甲製品
- 五 珊瑚製品、琥珀製品、象牙製品及七寶製品
 - イ 珊瑚製品
 - ロ 琥珀製品但シ電氣絶縁用ノモノヲ除ク
 - ハ 象牙製品但シ骨牌稅ヲ課セラルル骨牌ヲ除ク
 - ニ 七寶製品
- 六 毛皮又ハ毛皮製品
 - イ 毛皮
 - ロ 毛皮製品
 - 敷物、膝掛、手套類、襟卷、被服類、被服用ノ裏、襟、袖及縁
- 七 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品
 - イ 羽毛製品

一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個
一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個	一個
一個又ハ一組	一個又ハ一組	一個又ハ一組	一個又ハ一組	一個又ハ一組	一個又ハ一組	一個又ハ一組	一個又ハ一組	一個又ハ一組	一個又ハ一組
三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	五圓

乙類

八 時計

懷中時計、腕時計、置時計、掛時計及電氣時計

九 文房具

イ 萬年筆、硯箱、文箱、料紙箱、色紙箱、短冊箱、スケッチ箱及書架

ロ 金ペン（軸ヲ附シタルモノヲ含ム）、シャープペンシル、インク入（インクスタンドヲ含ム）、硯、筆、墨、繪具、ペーパーナイフ、筆入、筆立、ペン立、ペン皿、文鎮、色紙、短冊、アルバム、鉛筆削器及本立（ブックエンドヲ含ム）

十 身邊用細貨類

イ 指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、櫛、筭、簪、頭髮用ピン、ハットピン、ネクタイピン、襟止、帶止、バックル、鎖、カフス釦、根

襟卷

ロ 羽毛ヲ用ヒタル製品

蒲團、座蒲團及クッション

一個

五圓

一個

五圓

一個

十五圓

一個又ハ一組

四圓

一個又ハ一組

二圓

付及メダル

ロ ハンドバッグ、手提袋、財布、懷中用書狀入、名刺入、筥迫及シース

十一 化粧用具

イ 化粧用刷子（頭髮用ノモノヲ含ム）、コンパクト、香水噴及白粉入其ノ他ノ化粧品ノ容器
ロ 化粧具匣（折疊式ノモノヲ含ム）及其ノ他ノ化粧用具セット

一個又ハ一組

三圓

一個

五圓

一個

三圓

一個又ハ一組

五圓

十二 喫煙用具

イ 煙管、パイプ類及同ケース
ロ 煙草入、灰皿、煙草セット及煙草盆

一個又ハ一組

三圓

一個又ハ一組

五圓

イ 帽子

ロ 杖及鞭

ハ 傘（ビーチパラソルヲ含ム）

十四 鞆及トランク

イ 皮革製又ハ金屬製ノモノ

ロ 其ノ他

十五 靴及履物

一個

五圓

一個

三圓

一個

六圓

一個

十圓

一個

三十圓

十五イ 靴(較革製又ハ鯨革製ノモノヲ除ク)

(一) 長靴
(二) 其ノ他

履物

十六 書畫及骨董
十七 室内裝飾用品

置物、花器、香器、額縁、柱掛其ノ他ノ壁
面裝飾用品、人形、節句飾物及羽子板

十八 玩具

十九 運動具

イ ボール

(一) 庭球、野球又ハホッケー用ノモノ
(二) 其ノ他

ロ ネット

ハ グローブ、ミット、圓盤、砲丸、槍、鐵槌、
フ エンシング用劍及バーベル

ニ バッド、ラケット、ガット及ホッケー用スチ
ック

(一) バット及ホッケー用スチック

ラケット

(二) ガット

ホ スケート、スキー、同部分品及附屬品

(一) スケート

(二) スキー

(三) シール

(四) 締具、金具及スキーストック

ヘ リニックサック、ピツケル及コツヘル

二十 照明器具

スタンド、シャンデリヤ、ペンダント、プ
ラケット、バルベツト、シーリングライト、
ポイダーライト、グローブ、シェード及之
ニ類スルモノ

二十一 電氣器具及瓦斯器具

イ 湯沸器(珈琲沸器及牛乳沸器ヲ含ム)、タ
オル蒸器、調理用器具(七輪、竈及炊飯器
ヲ除ク)、アイロン、鍔(半田鍔ヲ除ク)、鍔
燒器、毛髮乾燥器、炬燵、行火、火鉢(電

一足
一足
一足

二十圓
十二圓
四圓

一個又ハ一組
一個又ハ一組

十圓
三圓

一個

五十錢

一個

五圓

一個又ハ一對

十圓

一個

五圓

一個
一張分

五圓
二圓

一對

五圓

一對

十圓

一對

五圓

一個又ハ一組

二圓

一個又ハ一組

五圓

一個又ハ一組

五圓

氣炭ヲ含ム、足温器及蒲團類
 ロ パーマネントウエーヴ機及同附屬ドライ
 ヤー、洗濯機、掃除機、暖房用ラヂエータ
 一、ルームクーラー、温水槽、調理臺

二十二 圍碁及將棋用具
 イ 圍碁用具

(一) 碁盤
 (二) 碁石
 (三) 碁筭

將棋用具

(一) 將棋盤
 (二) 將棋駒

二十三 家具

イ 幅八十五種以上ノ箆筥
 ロ イ號以外ノ箆筥、棚類、箱類、寢臺、鏡
 及鏡臺類、机及卓子類、椅子及腰掛類、火
 鉢、臺類、屏風、衝立、几帳、衣桁、帽子
 掛、傘立

一個又ハ一組 五圓

一個又ハ一組 三十圓

一個 十圓

一組 五圓

一組 三圓

一個 五圓

一組 二圓

一個又ハ一組 五十圓

一個又ハ一組 三十圓

二十四 漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別號ニ掲
 ゲザルモノ但シ理化學用ノモノ、醫療用ノモ
 ノ、電氣絶緣用ノモノ及土木建築用ノモノヲ
 除ク

一個又ハ一組 十圓

二十五 貴金屬ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ別號
 ニ掲ゲザルモノ

一個又ハ一組 三圓

二十六 皮革製品ニシテ別號ニ掲ゲザルモノ

イ 被服類
 ロ 座蒲團及クッション
 ハ 手袋

一個 十圓
 一個 五圓
 一對 二圓

二十七 織物、メリヤス、レース、フェルト及同製
 品並ニ組物

イ 織物但シ帶地及敷物地ヲ除ク

(一) 着尺地、羽尺地、裏地、襦袢地、袴地
 及夜具地類
 白生地
 其ノ他

一反 十八圓
 一反 二十二圓

五帖分 十五圓

一枚 十圓

(四) 其ノ他 幅四十六糎未滿ノモノ 幅四十六糎以上百二十糎未滿ノモノ 幅百二十糎以上ノモノ メリヤス、レース及フェルトニシテ布帛 狀ノモノ但シ敷物地ヲ除ク 織物、メリヤス、レース及フェルトノ製 品並ニ組物	一米 一米 一米 一平方米	二圓 五圓 十二圓 三圓
(一) 着物、羽織、襦袢及之ニ類スルモノ 單衣 其ノ他	一個 一個 一個	二十五圓 三十三圓 二十三圓
(三)(二) 袴 帶(帶地ヲ含ム) 女子用ノ丸帶及袋帶 單帶、名古屋帶、兵兒帶、男帶其ノ 他ノ帶	一個 一個 一個	三十圓 十八圓
(四) 洋服 男子用ノモノ	一個	十八圓

(五) 一組ノモノ(三ツ揃ノモノ) 上衣 チヨッキ ズボン 女子用ノモノ 一組又ハ上下連續シタルモノ 上衣 スカート	一組 一個 一個 一個 一個 一個 一個	七十圓 三十五圓 十二圓 二十三圓 四十五圓 二十五圓 二十圓
(六) 外套、和服用コート、トンビ、ケーブ 及之ニ類スルモノ 男子用ノモノ 女子用ノモノ 其ノ他ノ被服類 シャツ、ズボン下、スウェーター、パ ジャマ、ローブ、ガウン、下着、肌 着及之ニ類スルモノ	一個 一個 一個 一個	六十圓 四十五圓 五圓
(七) 服飾附屬品 襟卷 帶揚、扱帶及帶締	一個 一個	十圓 七圓

(八) 半襟 一個 四圓
 ネウタイ 一個 三圓
 手袋 一對 二圓
 手巾、靴下及之ニ類スルモノ 一個又ハ一足 一圓

毛布、膝掛、蚊帳及蒲團類

蚊帳

蒲團

敷蒲團

其ノ他

座蒲團、クッション(クッション側ヲ

含ム) 及フットスツール

(九) 窓掛、卓子掛(センターピースヲ含ム)、

ピアノ掛、鏡臺掛、椅子掛、寢臺掛、

袱紗及風呂敷類

敷物類(敷物地ヲ含ム)

緞帳及化粧廻

四圓
三圓
二圓
一圓

十五圓
二十五圓

二十圓
二十五圓

五圓

五圓

六圓

百圓

一個

一枚
一個
一個
一個
一個

一平方米

一個

二十八 果物

二十八

イ メロン 一個 一圓
 ロ バイヤ、鳳梨、林檎、梨及柑橘類 一個 五十錢
 ハ 葡萄 百匁 一圓

二十九 菓子

イ 箱、罐、罇、籠其ノ他類似ノ容器ニ入レ
 タルモノ但シ通常小賣ニ用ヒザル容器ニ入
 レタルモノヲ除ク 容器入一個 三圓

ロ 其ノ他ノモノ 一個 三圓

三十 盆栽、盆石及鉢植類 盆栽、盆景、盆石、鉢植及之ニ類スルモノ 三圓

三十一 愛玩用動物及同用品 愛玩用動物 三圓

イ 愛玩用動物

犬及猫

金魚及熱帶魚

(一) (二) (三)
 みかどすずめ、べにすずめ、ひのまる
 てう、さくらすずめ、かのこすずめ、こ
 もんでう、こきんてう、きんばら、ぶん
 てう、きんくわてう、きんせいてう、きん
 らんでう、ほろこてう、かへでてう、

一匹
一尾

十圓
三圓

そうしてう、こうくわんてう、かなりや、
いかる、ひわ、あをじ、のじこ、ほほじ
ろ、しまごま、かやくぐり、きんけい、
ぎんけい、はくかん、ほろほろてう、き
うかんてう、あろむ、よろむ、及いんこ
竝ニ狩獵法施行規則第十一條ノ二ニ掲グ
ル鳥

ロ 愛玩用動物用品

(一) 犬舎及鳥籠

(二) 金魚及熱帶魚ノ容器

一羽

三圓

一個

五圓

第 二 種

甲 類

一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品

イ 寫眞機但シ航空機用ノモノ及顯微鏡用ノモノヲ除ク

ロ 寫眞引伸機

ハ 映寫機

ニ 寫眞機部分品及附屬品

レンズ(シャッター附ノモノヲ含ム)、暗函(蛇腹ノ有無ヲ別タズ)、
シャッター、フィルムバックホルダー、取枠、フアインダー、三脚

一個

五圓

臺、カラーフィルター、セルフタイマー、露出計、距離計及寫眞
機用又ハ三脚臺用ケース

ホ 寫眞引伸機部分品

暗函、コンデンサー、レンズ及支持臺

ヘ 映寫機部分品及附屬品

コンデンサー、レンズ、フィルムリール、ランプハウス、映寫機
用ランプ、ヘッドマシ、映寫機用モーター、發聲裝置、フィル
ム巻取機、カラースクリーン及映寫機用ケース

二 寫眞用ノ乾板、フィルム及感光紙

イ 寫眞用乾板但シ航空機用ノモノ及エックス線用ノモノヲ除ク

ロ 寫眞用フィルム但シ航空機用ノモノ及エックス線用ノモノヲ除ク

ハ 寫眞用感光紙但シエックス線用ノモノヲ除ク

三 蓄音器及同部分品

イ 蓄音器(ラヂオ聴取裝置ヲ附シタルモノヲ含ム)

ロ 蓄音器部分品

蓄音器匣、サウンドボックス、移動腕金、ピックアップ、蓄音器用
モーター、回轉盤、動力用ゼンマイ及蓄音器用針

四 蓄音器用レコード但シ六吋以下ノ紙製ノモノヲ除ク

五 樂器、同部分品及附屬品

物品稅 物品稅法施行規則 別表

イ 樂器

ピアノ、オルガン、アコーディオン、バンドニオン、ハーモニカ、
ヴァイオリン、ヴィオラ、セロ、コントラバス、マンドリン、マン
ドラ、マンドリラ、マンドセロ、マンドロリネ、ギター、ギタロ
ーネ、バラライカ、ウクレレ、パンジョー、フリユート、ピッコロ、
クラリネット、オーボエ、バズーン、ホルネット、トランペット、ト
ロンボーン、アルト、バリトン、チューバ、サクソフフォン、ス
ザフォーン、ホルン、バイブラフォン、喇叭(信號喇叭ヲ除ク)、
木琴、鐵琴、ハープ、リラ、箏、三絃、琵琶、明笛、尺八、鼓、ド
ラム類、タンボリン及シンバル

ロ 樂器部分品及附屬品

絃樂器用ノ絃、弓又ハ撥及樂器用ケース

六 雙眼鏡及隻眼鏡

七 銃及同部分品

イ 銃

獵銃、拳銃及空氣銃

ロ 銃部分品

銃身及銃床

八 藥莢(裝藥シタルモノヲ含ム)及彈丸但シ獵銃、拳銃又ハ空氣銃用ノモ

ノニ限ル

九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品

イ ゴルフクラブ及ゴルフボール

ロ ゴルフクラブノヘッド及シャフト

ハ ゴルフクラブ用バッグ

十 娛樂用ノモーターボート、スカール及ヨット

十一 撞球用具

撞球臺、キュー、球及チョーク

十二 ネオン管及同變壓器

十三 喫煙用ライター

十四 乗用自動車但シ普通乗用自動車ニシテ輪距二百八十九糎ヲ超ユルモ

ノニ限ル

十五 化粧品

香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧墨、クリーム、化粧下、化粧
水、化粧粉、頭髮用ノ香水、油及煉油、整髮料、染毛料、養毛
料、美爪料、脱毛料、脂取料

乙類

十六 ラヂオ聴取機及同部分品

イ ラヂオ聴取機但シ真空管ヲ使用セザルモノ及大藏大臣ノ指定スルモ

- ノヲ除ク
- ロ ラヂオ聴取機部分品
 - ラヂオ聴取機匣、トランスフォーマー、チョークコイル、コンデンサー、抵抗器、ダイヤル及シヤシー
- 十七 受信用真空管、擴聲用增幅器及擴聲器
- 十八 扇風機及同部分品
 - イ 扇風機
 - ロ 扇風機部分品
- 十九 扇風機用ノ羽根及モーター
- 二十 煖房用ノ電氣、瓦斯又ハ礦油ストーブ
- 二十 冷蔵庫及同部分品
 - イ 冷蔵庫
 - ロ 冷蔵庫部分品
- 二十一 冷蔵庫用冷凍機
- 二十一 金庫及鋼鐵製家具
 - イ 金庫(手提金庫ヲ含ム)
 - ロ 鋼鐵製家具
- 二十二 箆筒、棚類、箱類、寢臺、机及卓子類、椅子及腰掛類
 - シヤンプー及洗粉

- 二十三 紅茶、珈琲及其ノ代用物並ニココア
 - 紅茶、マリーテ、珈琲、チコリー及ココア
 - 二十四 嗜好飲料但シ酒類及清涼飲料ヲ除ク
 - イ 牛乳又ハ乳製品ヲ原料トスル酸性飲料
 - ロ 果實汁、果實蜜、珈琲シロップ、紅茶シロップ及之ニ類スルモノ
- 第三種
- 一 燐寸
 - 二 飴、葡萄糖及麥芽糖

○物品稅法施行規則ニ依ルラヂオ聴取機指定ノ件

(昭和十五年四月一日大藏省告示第八十九號)

物品稅法施行規則別表第二種乙類十六イ但書ノ規定ニ依リ左ニ掲グルラヂオ聴取機ヲ指定ス
 放送用私設無線電話規則第十四條ノ規定ニ依リ遞信大臣ガ聴取無線電話用標準受信機トシテ認定
 シタル放送局型受信機但シ製造場ヨリ移出スル時ノ價格(受信用真空管ノ價格ヲ含ム)一個ニ付二
 十六圓未滿ノモノニ限ル

十六日未開、主として、

明治三十四年四月法律第十六號(1) 昭和七年九月法律第二十五號(11)
明治四十年三月法律第二十七號(2) 昭和八年三月法律第三十三號(12)
明治四十二年五月法律第四十二號(3) 昭和十一年五月法律第十四號(13)
明治四十三年三月法律第十四號(4) 昭和十二年八月法律第七十四號(14)
明治四十四年三月法律第四十一號(5) 昭和十三年四月法律第五十七號(15)
大正十一年四月法律第四十七號(6) 昭和十三年四月法律第五十八號(16)
大正十二年三月法律第十二號(7) 昭和十四年四月法律第六十五號(17)
大正十四年三月法律第二十二號(8) 昭和十五年三月法律第四十五號(18)
昭和二年三月法律第七號(9) 昭和十五年四月法律第九十七號(19)
昭和六年四月法律第五十二號(10) 昭和十五年四月法律第一百六號(20)

(昭和十五年四月一日大藏省告示第八十六號)

○印紙課税法(明治三十二年三月十日法律第五十四號)

印紙税

○印紙税法(明治三十二年三月十日法律第五十四號)

改正沿革 明治三十四年四月法律第十六號(1) 昭和七年九月法律第二十五號(11)

明治四十年三月法律第二十七號(2) 昭和八年三月法律第三十三號(12)

明治四十二年五月法律第四十二號(3) 昭和十一年五月法律第十四號(13)

明治四十三年三月法律第十四號(4) 昭和十二年八月法律第七十四號(14)

明治四十四年三月法律第四十一號(5) 昭和十三年四月法律第五十七號(15)

大正十一年四月法律第四十七號(6) 昭和十三年四月法律第五十八號(16)

大正十二年三月法律第十二號(7) 昭和十四年四月法律第六十五號(17)

大正十四年三月法律第二十二號(8) 昭和十五年三月法律第四十五號(18)

昭和二年三月法律第七號(9) 昭和十五年四月法律第九十七號(19)

昭和六年四月法律第五十二號(10) 昭和十五年四月法律第一百六號(20)

昭和十六年三月六日法律第四十二號(國民更生金庫法)(21)
 同 法律第四十六號(住宅營團法)(22)
 同 法律第四十七號(貸家組合法)(23)
 昭和十六年三月七日法律第五十一號(帝都高速度交通營團法)(24)
 昭和十六年三月十三日法律第六十四號(國民貯蓄組合法)(25)
 同 法律第六十五號(農地開發營團法)(26)

第一條 財產權ノ創設、移轉、變更若ハ消滅ヲ證明スヘキ證書、帳簿及財產權ニ關スル追認若ハ承認ヲ證明スヘキ證書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙稅ヲ納ムヘシ

第二條 削除(9)

第三條 削除(7)

第四條 左ニ掲グル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一冊一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ(9・18)

- 一 不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業
記載金高五十圓以下ノモノ 二錢
同百圓以下ノモノ 三錢

二 消費貸借ニ關スル證書

三 請負ニ關スル證書

四 運送ニ關スル證書

五 備船契約書

- 同五百圓以下ノモノ 十錢
- 同千圓以下ノモノ 二十錢
- 同一萬圓以下ノモノ 五十錢
- 同一萬圓ヲ超ユルモノ 一圓
- 記載金高ナキモノ 三錢
- 記載金高三圓以下ノモノ 三錢
- 同五圓以下ノモノ 十錢
- 同十圓以下ノモノ 三十錢
- 同二十圓以下ノモノ 六十錢
- 同三十圓以下ノモノ 九十錢
- 同五十圓以下ノモノ 一圓五十錢
- 同百圓以下ノモノ 三圓
- 同百圓ヲ超ユルモノ 三圓
- 百圓又ハ其ノ端數毎ニ 三圓
- 記載金高ナキモノ 二錢

六 物品切手(18)

七 委任狀

- 八 約束手形
- 九 爲替手形
- 十 銀行預金證書
- 十一 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書
- 十二 産業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、貿易組合、貿易組合聯合會、自動車運送事業組合、自動車運送組合聯合會、貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合又ハ貸室組合聯合會ノ發スル出資證券(11・12・13・14・17・19・20・23)
- 十三 船荷證券
- 十四 運送貨物引換證
- 十五 倉庫證券
- 十六 保險證券
- 十七 株券
- 十八 債券

三錢

- 十九 相互保險會社ノ發スル基金證券
- 二十 株式申込證
- 二十一 社債申込證
- 二十二 地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證書
- 二十三 使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ關スル證書
- 二十四 信託行爲ニ關スル證書
- 二十五 無盡ニ關スル證書
- 二十六 定款又ハ組合契約書
- 二十七 權利ノ變更ニ關スル證書
- 二十八 追認又ハ承認ニ關スル證書
- 二十九 受取書
- 三十 質權、抵當權ニ關スル證書
- 三十一 前各號以外ノ證書
- 三十二 預金通帳

印紙稅 印紙稅法

三十三 前號以外ノ通帳

五錢

三十四 判取帳

五十錢

證書ニ金高記載ナキモ證書面ニ標記シアル價額ノ單位其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス

第五條 左ニ掲クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

- 一 官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿
- 二 官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿
- 三 國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書
- 四 慈善又ハ公共事業ノ爲ニスル寄附ニ關シ官廳又ハ公署ニ提出スル證書(7)
- 四ノ二 小切手(26)
- 五 農地開發營團ノ發スル出資證券(26)
- 五ノ二 恩給金庫ノ發スル出資證券又ハ貸付業務ニ關スル證書帳簿(15)
- 五ノ三 國民更生金庫ノ業務ニ關スル證書帳簿及更生債券(21)
- 六 産業組合ノ發スル出資證券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券(7・9)
- 六ノ二 庶民金庫ノ業務ニ關スル證書帳簿及庶民債券(16)

六ノ三 帝都高速度交通營團ノ發スル出資證券(24)

六ノ四 住宅營團ノ業務ニ關スル證書帳簿及住宅證券(22)

七 記載金高十圓未滿ノ約束手形及爲替手形(7)

八 貯金通帳、積金通帳又ハ積金證書(貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限ル)(7・9)

九 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高十圓未滿ノモノ(7)

九ノ二 國民貯蓄組合ノ代表者カ組合ノ業務ニ關シ發スル金錢ノ寄託若ハ信託行爲ニ關スル證書若ハ通帳又ハ委任狀(25)

十 記載金一圓未滿ノ物品切手(4・7)

十一 賣買仕切書(5・7・9)

十二 物品又ハ有價證券ノ賣買契約證書(4・7)

十三 送狀(5・7・9)

十四 記載金高十圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書(5・7)

十五 主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書(7)

十六 手形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書(7)

- 十七 株券又ハ債券ニ記載シタル讓渡ノ證明書(7)
- 十八 手形ノ引受及保證(7)
- 十九 手形又ハ證券ノ拒絕證書(7)
- 二十 手形又ハ證券ノ複本及謄本(7)
- 二十一 農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券(9)
- 二十二 質札又ハ質物通帳(質屋營業者ノ發スルモノニ限ル)(9)
- 二十三 勤務通帳(9)
- 二十四 乘車券、乘船券又ハ各種入場券(9)
- 二十五 第四條第一號乃至第五號及第三十一號ノ證書ニシテ記載金高十圓未滿ノモノ(9)
- 第六條 印紙稅ハ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ印紙稅額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ稅印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得(1)
- 第七條 一冊ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ調製シタルモノト看做ス
- 第八條 證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スルトキハ內國貨幣ニ換算シタル金高ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ
- 第九條 印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者

ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ

- 第十條 印紙ヲ貼用スヘキ證書、帳簿ニシテ營業ニ關スルモノハ當該官吏之ヲ検査スルコトアルヘシ(9)

第十一條 證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ニ依リ稅印ノ押捺ヲ受ケサル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ脫稅高二十倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ脫稅高二十倍ノ金額三圓ニ達セサルトキハ三圓ノ科料ニ處ス(9)

第十二條 第十條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ二圓以上ノ科料ニ處ス(4)

第十三條 第九條ニ違背シタル者ハ證書、帳簿一箇毎ニ二圓ノ科料ニ處ス(7)

第十四條 第十一條及前條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セス(7・18)

第十四條ノ二 證書、帳簿ノ作成名義人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人等カ名義人ノ爲ニ作成スル證書、帳簿ニ關シ本法ニ違反シ之ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ名義人ヲ處罰ス(7)

附 則

第十五條 此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十六條 明治十七年第十一號布告證券印稅規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十七條 明治十七年第十一號布告證券印稅規則ニ依ル手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自用者ノ所持ニ係ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テモ仍之ヲ使用スルコトヲ得但シ手形用紙記載ノ税金高以上ニ之ヲ使用セムトスルトキハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ

附 則(2)

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中約束手形及小切手ノ印紙稅ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

附 則(4)

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中印紙稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

附 則(5)

本法ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(6)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(未施行ノ儘大正十二年法律第十二號改正)

附 則(7)

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙稅ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則(8)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十四年勅令第二百六十八號ヲ以テ大正十四年九月一日ヨリ施行)

附 則(9)

本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙稅ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則(10)(自動車交通事業法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和八年九月勅令第二百五十號ヲ以テ昭和八年十月一日ヨリ施行)

附 則(11)(商業組合法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和七年九月勅令第二百七十二號ヲ以テ昭和七年十月一日ヨリ施行)

附 則(12)(漁業法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和九年七月勅令第二百三十一號ヲ以テ昭和九年八月一日ヨリ施行)

附 則(13)(商工組合中央金庫法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十一年六月勅令第百十三號ヲ以テ昭和十一年六月二十日ヨリ施行)

附 則(14)(貿易組合法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十二年九月勅令第四百七十七號)

附 則(15)(恩給金庫法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年四月勅令第三百五號ヲ以テ昭和十三年五月二日ヨリ施行)

附 則(16)(庶民金庫法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年五月勅令第三百五十九號ヲ以テ昭和十三年五月二十日ヨリ施行)

附 則(17)(工業組合法中改正)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十四年勅令第四百九十四號ヲ以テ昭和十四年八月一日ヨリ施行)

附 則(18)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(19)(商業組合法中改正)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十五年七月二十五日ヨリ施行)

附 則(20)(自動車交通事業法中改正)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十六年二月一日ヨリ施行)

附 則(21)(國民更生金庫法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則(22)(住宅營團法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十六年四月七日ヨリ施行)

附 則(23)(貸家組合法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則(24)(帝都高速度交通營團法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十六年五月一日ヨリ施行)

附 則(25)(國民貯蓄組合法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則(26)(農地開發營團法)

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十六年五月一日ヨリ施行)

○印紙税免稅法令

○保管金規則 (明治二十三年一月七日法律第一號)

第四條 保管金ノ受渡ニ屬スル證書ハ證券印稅ヲ納ムルニ及ハス

○國稅徵收法 (明治三十年三月二十九日法律第二十一號)

第二十二條第二項 差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ稅ムルコトヲ要セズ

○間接國稅犯則者處分法 (明治三十三年三月十七日法律第六十七號)

第七條第二項 差押物件ハ便宜ニ依リ保管證ヲ徵シ所有者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セズ

○有價證券移轉稅法 (昭和十二年三月三十一日法律第七號)

第十八條 第十二條第一項ニ規定スル有價證券移轉書ニ付テハ印紙税法ニ依ル印紙税ヲ納ムルコトヲ要セズ

○郵便貯金法 (明治三十八年二月十六日法律第二十三號)

第十七條 郵便貯金ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○郵便爲替法 (明治三十三年三月十三日法律第五十五號)

第六條 郵便爲替ニ關スル書類ニ付テハ印紙税ヲ課セズ

○貯蓄債券法 (明治三十七年四月一日法律第十八號)

第六條 貯蓄債券及其ノ引換證ニハ印紙税ヲ免除ス

○臨時資金調整法 (昭和十二年九月十日法律第八十六號)

第十五條 復興貯蓄債券法第六條ノ規定ハ貯蓄債券及報國債券ニ之ヲ準用ス

○復興貯蓄債券法 (大正十三年七月二十二日法律第十五號)

第六條 復興貯蓄債券ニハ印紙税ヲ課セズ

○産業組合中央金庫法 (大正十二年四月六日法律第四十二號)

第八條第二項 登録税法及印紙税法中産業組合聯合會ニ關スル規定ハ産業組合中央金庫ニ之ヲ準用ス

○健康保險法 (大正十一年四月二十二日法律第七十號)

第六條 健康保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○簡易生命保險法 (大正五年七月十日法律第四十二號)

第三十二條 簡易生命保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○郵便年金法 (大正十五年三月三十日法律第三十九號)

第二十一條 郵便年金ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○勞働者年金保險法 (昭和十六年三月十一日法律第六十號)

第七條 労働者年金保険ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○家畜保險法（昭和四年三月二十七日法律第十九號）

第十條 本法ニ依ル家畜保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

第九十九條 本法ニ依ル家畜再保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○漁船保險法（昭和十二年三月三十一日法律第二十三號）

第二十八條 家畜保險法第十條ノ規定ハ漁船保險組合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 家畜保險法第九十九條ノ規定ハ本法ニ依ル漁船再保險ニ之ヲ準用ス

○労働者災害扶助責任保險法（昭和六年四月二日法律第五十五號）

第十一條 本法ニ依ル保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○森林火災國營保險法（昭和十二年三月三十一日法律第二十五號）

第二十三條 本法ニ依ル森林火災保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○國民健康保險法（昭和十三年四月一日法律第六十號）

第四條 國民健康保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○農業保險法（昭和十三年四月二日法律第六十八號）

第九條 本法ニ依ル農業保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

第七十八條 第七條乃至第十二條ノ規定ハ農業保險組合聯合會ニ之ヲ準用ス

○職員健康保險法（昭和十四年四月六日法律第七十二號）

第六條 職員健康保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

○船員保險法（昭和十四年四月六日法律第七十三號）

第七條 船員保險ニ關スル書類ニハ印紙税ヲ課セズ

骨牌粉

○骨牌税法（明治三十五年四月五日法律第四十四號）

改正沿革 大正十五年三月二十七日法律第二十號（一）

昭和十五年三月二十九日法律第四十六號（二）

第一條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲サムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ

前項ノ免許ハ骨牌ノ製造ヲ爲サムトスル者ニ在リテハ製造所一箇所毎ニ骨牌ノ販賣ヲ爲サムトスル者ニシテ販賣所ヲ有スル者ニ在リテハ販賣所一箇所毎ニ之ヲ受クヘシ

骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ免許ノ取消ヲ求ムヘシ

第二條 收税官廳所在地外ニ於テハ政府ハ骨牌製造ノ免許ヲ與ヘス

第三條 削除（一）

第四條 骨牌ニハ一組毎ニ麻雀ニ在リテハ五圓、其ノ他ニ在リテハ七十錢ノ税ヲ課ス（一・二）

第五條 骨牌税ハ骨牌ノ包裹ニ印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムヘシ

第六條 骨牌ヲ製造シ又ハ輸入シタルトキハ製造後二十四時間内又ハ保稅地域ヨリ引取前ニ於テ一組毎ニ包裹ヲ施シ貼用印紙ヲ破毀スルニ非サレハ骨牌ヲ取出スコトヲ得サルノ裝置ヲ爲スヘシ(2)

第七條 貼用印紙ニハ印紙面ヨリ他所ニカケ消印ヲ爲スヘシ

第八條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ハ骨牌ノ出入ニ關シ詳細明瞭ニ其ノ事實ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第九條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ハ相當印紙ノ貼用ナキ骨牌、第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル骨牌ヲ所持スルコトヲ得ス

第十條 相當印紙ノ貼用ナキ骨牌、第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル骨牌ハ保稅地域ヨリ之ヲ引取ルコトヲ得ス(2)

第十一條 收稅官吏ハ骨牌ノ製造所、販賣所又ハ販賣者ニ就キ骨牌ノ製造又ハ販賣上必要ナル検査又ハ質問ヲ爲スコトヲ得(2)

第十二條 外國ニ輸出スル骨牌及骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ見本ニ供スル骨牌ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ骨牌稅ヲ免除ス

前項ノ骨牌ニ付テハ第六條、第九條、第十條、第十五條及第十六條ヲ適用セス

第十三條 削除(1)

第十四條 免許ヲ受ケスシテ骨牌ノ製造ヲ爲シタル者ハ三百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ免許ヲ受ケスシテ骨牌ノ販賣ヲ爲シタル者ハ五十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

免許ヲ受ケスシテ骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲シタル者ノ所持ニ係ル骨牌ハ之ヲ沒收ス

第十五條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者相當印紙ノ貼用ナキ骨牌ヲ讓渡シタルトキハ脫稅高二十倍ノ罰金ニ處シ其ノ骨牌ヲ沒收ス但シ罰金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス(2)

第十六條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者相當印紙ノ貼用ナキ骨牌ヲ所持シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處シ第六條ノ裝置ヲ爲ササル骨牌又ハ第七條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル骨牌ヲ所持シ又ハ之ヲ讓渡シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス(2)

前項ノ骨牌ハ之ヲ沒收ス

第十七條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者骨牌ノ出入ニ關シ帳簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ヲ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス(2)

第十八條 第十一條ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス(2)

第十九條 第十四條乃至第十六條及第二十一條ノ二ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項

但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セス(2)

第二十條 骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者其ノ責ニ任ス

第二十一條 本法ハ伊呂波加留多、歌加留多及政府ノ認許ヲ得タル骨牌ニ之ヲ適用セス

第二十一條ノ二 本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造シタル骨牌ハ本法ト同一又ハ之ヨリ高キ稅率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ於テ施行スル迄ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ骨牌ヲ移入シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ骨牌ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス(1)

第二十一條ノ三 本法ニ於テ保稅地域トハ關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ(2)

附 則

第二十二條 本法ハ明治三十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 本法施行一年前ヨリ骨牌ノ製造ヲ爲ス者ニシテ同一ノ場所ニ於テ引續キ骨牌ノ製造ヲ爲ス者ニハ第二條ヲ適用セス

第二十四條 本法施行前ヨリ骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者本法施行ノ日ヨリ七日以内ニ第一條ニ

準シ政府ニ申告スルトキハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ニ依リ免許ヲ受ケタルモノト看做サレサル者ノ所持ニ係ル骨牌ハ之ヲ廢毀スヘシ

前項ニ違反シタル者ハ三百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ骨牌ハ之ヲ沒收ス

第二十五條 本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ニ於テ第四條第五條ニ依リ相當印紙ヲ貼用シ第六條ノ裝置及第七條ノ消印ヲ爲スヘシ

第二十六條 削除(1)

附 則(1)

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前骨牌製造ノ免許ヲ受ケタル者ノ大正十五年分以前ノ免許料ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ニ於テ第四條ノ改正規定ニ依リ相當印紙ヲ貼用シ又ハ不足印紙ヲ増貼スベシ

附 則(2)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ニハ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ニ於テ第四條ノ改正規定ニ依リ相當印紙ヲ貼用シ又ハ不足印紙ヲ増貼スヘシ

○骨牌稅法施行規則 (明治三十五年五月二十三日勅令第五百五十四號)

改正沿革 大正七年九月二十六日勅令第三百五十九號(1)

同十五年三月三十一日勅令第三十六號(2)

第一條 骨牌ヲ製造セムトスル者ハ製造所及製造スヘキ骨牌ノ種類ヲ定メ免許申請書ヲ製造所所轄稅務署ニ提出スヘシ骨牌製造者製造所ヲ増設シ又ハ製造スル骨牌ノ種類ヲ變更セムトスルトキ又同シ

販賣所ヲ有シテ骨牌ヲ販賣セムトスル者ハ販賣所ヲ定メ免許申請書ヲ販賣所所轄稅務署ニ提出スヘシ骨牌販賣者販賣所ヲ増設セムトスルトキ亦同シ

販賣所ヲ有セスシテ骨牌ヲ販賣セムトスル者ハ免許申請書ヲ其ノ居所所轄稅務署ニ提出スベシ

第二條 骨牌製造者製造所ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ製造所ヲ定メ許可申請書ヲ其ノ所轄稅務署ニ提出スヘシ

骨牌販賣者ニシテ販賣所ヲ有スル者販賣所ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ販賣所ヲ定メ其ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

骨牌販賣者ニシテ販賣所ヲ有セサル者其ノ居所ヲ變更シタルトキハ其ノ旨新居所所轄稅務署ニ申告スヘシ

第三條 骨牌製造業又ハ骨牌販賣業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

骨牌製造業又ハ販賣業ヲ讓渡サムトスルトキハ讓受人ト連署シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第四條 骨牌製造者又ハ販賣者其ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第五條 骨牌ノ包裹ニ貼用スヘキ印紙ハ收入印紙トス(1・2)

第六條 骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ製造者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及製造所所在地輸入者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載スヘシ

第七條 骨牌製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 原料ノ種類、數量及其受入ノ日
- 二 使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日
- 三 製造シタル骨牌ノ種類、組數及其ノ製造ノ日
- 四 貼用シタル印紙ノ金額

五 他ニ引渡シタル骨牌ノ種類、組數、價格、引渡ノ日及其ノ引渡先
小賣ノ場合ニ於テハ前項第五號引渡先ノ記載ヲ要セス

第八條 骨牌販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

- 一 引取リタル骨牌ノ種類、組數、價格、引取ノ日及引取先
 - 二 貼用シタル印紙ノ金額
 - 三 販賣シタル骨牌ノ種類、組數、價格、販賣ノ日及賣渡先
- 小賣ノ場合ニ於テハ前項第三號賣渡先ノ記載ヲ要セス

第九條 骨牌ヲ外國ニ輸出シ骨牌稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ製造ノ際收稅官吏ノ承認ヲ受ケ他ノ骨牌ト區別シテ之ヲ藏置スベシ

前項ノ骨牌ヲ運搬セムトスルトキハ運搬線路及運搬先又ハ輸出港ヲ定メ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

前二項ノ場合ニ於テ收稅官吏必要ト認ムルトキハ其ノ骨牌ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ護送スルコトアルヘシ

第十條 外國輸出ノ承認ヲ得タル骨牌ニシテ承認後六箇月以内ニ於テ輸出セサルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ骨牌製造者又ハ輸出者ハ直ニ包裹ヲ施シ之ニ印紙ヲ貼用シ收稅官吏ノ

承認ヲ受クヘシ

前項ニ依リ骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ製造者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及製造所所在地輸出者ハ之ニ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ記載スヘシ

第十一條 見本ニ供スヘキ骨牌ハ收稅官吏ニ申出見本ナルコトヲ明ニスヘキ印章ノ押捺ヲ受クヘシ

第十二條 骨牌稅法第二十一條ニ依リ政府ノ認許ヲ得ムトスル者ハ骨牌ノ雛形及用法ヲ添ヘ申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十三條 骨牌製造者製造所所在地ニ現住セサルトキハ骨牌稅ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲管理人ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十四條 收稅官吏ハ骨牌ノ製造者及販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

附 則

第十五條 本令ハ明治三十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 骨牌稅法第二十四條第一項ニ依リ政府ニ申告セムトスル者ハ第一條ニ準シテ申告書ヲ提出スヘシ

第十七條 前條ノ申告ヲ爲シタル者骨牌稅法施行ノ際同法第二十五條ニ依リ骨牌ニ包裹ヲ施シタルトキハ之ニ第六條ノ記載ヲ爲スヘシ

第十八條 骨牌稅法施行ノ際骨牌ノ製造又ハ販賣ヲ爲ス者ノ所持ニ係ル骨牌ヲ外國ニ輸出シ骨牌稅ノ免除ヲ得ムトスル者ニ付テハ第九條及第十條ヲ準用ス

第十九條 明治三十五年ニ限り免許料ハ七月中ニ之ヲ納ムヘシ

第五條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

附 則(一)

本令ハ大正七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年勅令第五百五十五號(註、骨牌ニ貼用スヘキ印紙ニ關スル件)ハ之ヲ廢止ス但シ當分ノ内收入印紙ニ代ヘ骨牌印紙ヲ使用スルコトヲ得

附 則(二)

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

狩獵免許稅

○狩獵法(抄錄) (大正七年四月四日法律第三十二號)

改正沿革 大正十一年四月二十八日法律第七十四條(一)

昭和十五年三月二十九日法律第四十七號(二)

第三條 狩獵鳥獸ハ狩獵免許ヲ受クルニ非サレハ主務大臣ノ定ムル銃器、網、竊繩、篋、鉤又ハ毘ヲ使用シテ之ヲ捕獲スルコトヲ得ス但シ欄、柵其ノ他ノ圍障アル邸宅地域内ニ於テ銃器ヲ使用セシテ捕獲スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 狩獵免許ハ甲乙ノ二種トシ狩獵免狀ヲ下付ス

甲種狩獵免狀ハ銃器ノ使用以外ノ方法ヲ以テ狩獵ヲ爲ス者ニ、乙種狩獵免狀ハ銃器ヲ使用シテ狩獵ヲ爲ス者ニ之ヲ下付ス

狩獵免狀ノ有効期間ハ十月十五日ヨリ翌年四月十五日迄トス但シ北海道ニ於テハ九月十五日ヨリ翌年四月十五日迄トス

(第四項略)

前二項ノ期間内ニ非サレハ狩獵ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 狩獵免許ヲ受クル者ハ命命ノ定ムル所ニ依リ甲乙各種ニ付左ノ區別ニ從ヒ免許稅ヲ納ム

ヘシ(2)

一等 綜合所得稅ヲ納ムル者及其ノ家族

七十圓

二等 一等以外ノ者ニシテ分類所得稅年額二十圓以上ヲ

納ムルモノ及其ノ家族

四十圓

三等 一等及二等以外ノ者

十八圓

前項ノ免許稅ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ

附 則

第二十七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正八年九月一日ヨリ施行)

附 則(2)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ日ヨリ昭和十六年四月十五日迄ニ狩獵ノ免許ヲ受クル者ニ付テハ昭和十四年分所得稅二百圓以上ヲ納ムル者及其ノ家族ヲ以テ第八條ニ規定スル一等ニ該當スル者、昭和十四年分所得

稅ヲ納ムル者及其ノ家族ヲ以テ同條ニ規定スル二等ニ該當スル者、此等ノ者以外ノ者ヲ以テ同條ニ規定スル三等ニ該當スル者ト看做シ本法ヲ適用ス

○狩獵法施行規則(抄錄) (大正八年八月十六日農商務省令第二十八號)

改正 昭和十五年三月三十日農林省令第十八號

第六條 獵狩法第八條第一項ニ規定スル綜合所得稅及分類所得稅ハ狩獵免狀ノ有効期間開始ノ年

ノ決定ニ依ル但シ甲種ノ勤勞所得及甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ハ狩獵免狀ノ有効期間開始ノ年ノ前年中ノ納付額ニ依ル(1)

退職所得ニ對スル分類所得稅額並ニ甲種ノ配當利子所得中本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債又ハ預金(法人ニ對スル預金ニ限ル)ノ利子及合同運用信託ノ利益ニ對スル分類所得稅額ハ狩獵法第八條第一項ニ規定スル分類所得稅額ニハ之ヲ算入セス(1)

狩獵法第八條第二項ノ收入印紙ハ之ヲ前條ノ願書ニ貼附シ消印ヲ爲サスシテ差出スヘシ

附 則

第三十八條 本則ハ狩獵法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(1)

本令ハ昭和十五年法律第四十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

所得稅法第六條ノ規定ニ依ル綜合所得稅ハ狩獵法第八條第一項ニ規定スル綜合所得稅ニハ之ヲ含マヌ

兌換銀行券發行稅及日本銀行納付金

○兌換銀行券條例(抄錄) (明治十七年五月二十六日太政官布告第十八號)

改正沿革 明治二十一年八月 一 日勅令第五十九號(1)

明治二十三年五月十七日法律第三十四號(2)

明治三十年三月二十九日法律第十八號(3)

明治三十二年三月 十日法律第五十五號(4)

昭和 七年六月十八日法律第九 號(5)

第二條 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ但シ銀貨及銀地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス(1・3)
日本銀行ハ前項ノ規定ニ依ル準備發行高ノ外十億圓ヲ限リ政府發行ノ公債證書大藏省證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得(1・2・3・4・5)
日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ル發行高ノ外更ニ前項ニ規定スル物件ヲ

兌換銀行券發行稅及日本銀行納付金 兌換銀行券條例(抄錄)

保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ繼續セントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス(1・5)

日本銀行ハ前項但書ノ場合ニ於テ十六日以後ハ十億圓ヲ超過スル保證發行額ニ對シ大藏大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ但シ其ノ割合ハ年三分ヲ下ルコトヲ得ス(5)

日本銀行ハ政府發行紙幣消却ノ爲メ二千二百萬圓ヲ限り無利子ヲ以テ政府ヘ貸付スヘシ(1・2)

前項貸付金ノ償還年限及毎年償還金額ハ大藏大臣之ヲ定ム(1)

附 則(5)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和七年勅令第一號ヲ以テ昭和七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス)

○兌換銀行券發行稅ノ納期等ニ關スル件(昭和七年九月二十一日)
(大藏省令第二十一號)

兌換銀行券發行稅ハ日本銀行ノ事業年度ニ依リ區分シ毎年左ノ納期ニ於テ之ヲ徵收ス

前事業年度分 其ノ年八月三十一日限

後事業年度分 翌年二月末日限

日本銀行ハ每事業年度終了後十五日內ニ當該事業年度分兌換銀行券發行稅額算出ノ基礎ヲ詳記シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

○日本銀行納付金法 (昭和七年六月十八日法律第十號)

改正沿革 昭和十年三月三十日法律第二十三號(1)

昭和十五年三月二十九日法律五十九號(2)

日本銀行ハ事業年度毎ニ純益金ヨリ左ニ掲グル金額ヲ控除シタル殘額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スベシ

一 拂込資本金額ニ對スル年六分ニ相當スル金額

二 日本銀行條例第十條ノ規定ニ依リ積立ツベキ金額ノ最少額ニ相當スル金額

純益金ヨリ前項第一號及第二號ノ金額及前項ノ規定ニ依ル納付金額ヲ控除シタル殘額ガ拂込資本金額ニ對シ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ノ四分ノ三ヲ更ニ政府ニ納付スベシ

本法ニ依ル納付金額ハ法人稅法ニ依ル所得、營業稅法ニ依ル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス(2)

本法ニ依ル納付金ハ前事業年度分ヲ八月末日、後事業年度分ヲ翌年二月末日限政府ニ納付スベシ

附 則

本法ハ日本銀行昭和七年後事業年度分ヨリ之ヲ適用ス

明治三十二年法律第五十六條ハ昭和七年七月一日限之ヲ廢止ス但シ同日前ノ發行稅ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

日本銀行條例第十條中「十分ノ一」ヲ「二十分ノ一」ニ改ム

附 則(一)

本法ハ日本銀行昭和十年前事業年度分ヨリ之ヲ適用ス

附 則(二)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(第二項略)

日本銀行納付金法第三項ノ改正規定ハ日本銀行ノ昭和十五年前事業年度分ヨリ之ヲ適用ス

○日本銀行條例(抄錄) (明治十五年六月二十七日太政官布告第三十二號)

第十條 純益金總額ヨリ株主割賦金ヲ引去リ其ノ殘額ヨリ少クモ二十分ノ一ヲ左ノ目的ヲ以テ積

立金ト爲ス可シ

第一 資本金ノ損失ヲ補フ

第二 割賦金ノ不足ヲ補フ

○兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律

(昭和十六年三月三日法律第十四號)

第一條 日本銀行ハ大藏大臣ノ定ムル金額ヲ限り兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ金額ヲ超エテ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ日本銀行ハ前項ノ金額ヲ超過スル發行高ニ對シ大藏大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムベシ但シ其ノ割合ハ年三分ヲ下ルコトヲ得ス

大藏大臣第一項ノ金額ヲ定メタルトキハ之ヲ公示スベシ

第二條 日本銀行ハ兌換券發行高ニ對シ保證トシテ同額ノ金銀貨、地金銀、政府發行ノ公債證書、大藏省證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保有スルコトヲ要ス

第三條 兌換銀行券ノ種類ハ兌換銀行條例第三條ニ規定スルモノノ外大藏大臣之ヲ定ム

第四條 日本銀行ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ兌換銀行券發行高ヲ官報ニ公告スベシ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十六年三月三十一日勅令第三百三十九號ヲ以テ) (昭和十六年四月一日ヨリ施行)

兌換銀行券發行稅及日本銀行納付金

日本銀行條例 兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律

昭和十三年法律第六十四號ハ之ヲ廢止ス(註 兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル件)
 本法ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス
 兌換銀行條例第二條及第八條ノ規定ハ當分ノ內之ヲ適用セズ

内地、臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内國稅免除

○内地、臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内國稅免除
 ニ關スル法律 (大正九年八月七日法律第五十一號)

改正 大正十五年三月二十七日法律第二十三號(1)

昭和十二年三月三十一日法律第六號(2)

昭和十二年八月十二日法律第六十六號(北支事件特別稅法)(3)

昭和十三年三月三十一日法律第五十一號(支那事變特別稅法)(4)

昭和十四年三月三十一日法律第四十八號(支那事變特別稅法中改正法律)(5)

昭和十五年三月二十九日法律第四十九號(6)

左ニ掲クル物品ニシテ内地、臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スルモノニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ内國稅ヲ免除若ハ拂戻シ又ハ交付金ヲ交付スルコトヲ得但シ織物及織物製品ノ物品稅ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

酒類、清涼飲料、砂糖、糖蜜、糖水、織物、織物製品、揮發油、骨牌、燐寸、飴、葡萄糖、麥

内地、臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内

國稅免除ニ關スル法律

芽糖、物品稅法第一條ニ掲クル第二種ノ物品(1・2・3・4・5・6)

附 則

本法ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(1)

本法ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前朝鮮ニ移出シタル醬油、賣藥及賣藥類似品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則(2)

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(4)

本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(5)

本法ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(6)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○大正九年法律第五十一號施行ニ關スル件

(大正九年八月二十六日勅令第三百十一號)

改正 大正 十年六月二十八日勅令第二百九十號(1)

同 十五年三月三十一日勅令第三十九號(2)

昭和十五年三月三十一日勅令第六十號(3)

大正九年法律第五十一號ニ依ル内地、臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内國稅ノ免除若ハ拂戻又ハ交付金ノ交付ニ關シテハ輸出免狀ニ關スル規定ヲ除クノ外外國ニ輸出スル當該物品ニ付定メタル法令(酒稅法第四十八條第二項ニ規定スル出港稅ニ付テハ酒類ノ酒類庫出稅ニ關スル規定)ヲ準用ス但シ輸出手續ニ關スル稅關ノ事務ハ移出ヲ爲サムトスル地ノ所轄稅務署之ヲ行フ(3)消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ對スル交付金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ前項ノ規定ニ依ルノ外朝鮮ニ於ケル稅關ノ移入免狀、又ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ當該稅務署ニ提出スヘシ但シ郵便ニ依リ移出シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス(1・3)前項ノ規定ハ骨牌稅ノ免除ヲ受ケムトスル者ニ付之ヲ準用ス

附 則

内地地移出物品關係 大正九年法律第五十一號施行ニ關スル件

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(1)

本令ハ大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(2)

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(3)

本令ハ昭和十五年法律第四十九號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ヨリ移出シタル物品ノ内地又ハ樺

太ニ於ケル取締ニ關スル法律 (大正九年八月七日法律第五十二號)

改正 大正十一年四月十八日法律第四十九號(1)

第一條 朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ヨリ内地又ハ樺太ニ移出スル物品ニ關シ移出地ノ法令ノ規定ニ依リテ課セラルヘキ出港稅ヲ逋脫シタル者ハ其ノ出港稅ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ出港稅ニ相當スル金額ヲ徵收ス但シ罰金額ハ三十圓ヲ下ルコトヲ得ス(1)
前項ノ出港稅ニ相當スル金額ノ徵收ニ付テハ國稅徵收ノ例ニ依ル

第二條 前條ノ出港稅ヲ逋脫シタル物品ノ運搬、寄藏、收受、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三條 第一條ノ罪ニ付テハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

第四條 朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ニ於テ第一條ニ該當スル罪ニ付處分又ハ處罰セラレタルトキハ同一事件ニ付本法ニ依ル處分又ハ處罰ヲ受クルコトナシ(1)

第五條 間接國稅犯則者處分法及明治三十三年法律第五十二號ハ本法ニ依ル犯則事件ニ付之ヲ準用ス但シ間接國稅犯則者處分法ニ定メタル職務ヲ行フヘキ官吏ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(1)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正十一年六月一日ヨリ施行)

○大正九年法律第五十二號施行ニ關スル件

(大正九年八月二十六日勅令第三百十二號)

大正九年法律第五十二號第五條ノ規定ニ依リ間接國稅犯則者處分法中收稅官吏ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏ハ收稅官吏及稅關官吏トシ稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フヘキ官吏ハ稅關官吏ノ發見ニ係ル犯則事件ニ付テハ犯則事件發見地ヲ管轄スル稅關長トシ其ノ他ノ事件ニ付テハ内地ニ在リテハ稅務署長樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長トス

大正九年法律第五十二號ニ依ル犯則事件ニ付テハ間接國稅犯則者處分法施行規則ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正九年八月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

間接國稅犯則者處分

○間接國稅犯則者處分法 (明治三十三年三月十七日法律第六十七號)

改正沿革 明治三十七年四月一日法律第十一號(1)

明治四十一年三月六日法律第八號(2)

第一條 間接國稅ニ關スル犯則アルトキハ收稅官吏ハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ノ差押ヲ爲スコトヲ得

第二條 收稅官吏ハ犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ藏匿スト認ムル場所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

第三條 收稅官吏ハ犯則事件ヲ調査スル爲必要ト認ムルトキハ犯則嫌疑者、參考人ヲ尋問スルコトヲ得

第四條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲ストキハ其身分ヲ證明スヘキ證票ヲ携帯スヘシ

第五條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スニ當リ必要ナルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ム

ルコトヲ得

第六條 收稅官吏搜索ヲ爲ストキハ搜索スヘキ家宅、倉庫、船車其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、隣佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立會ハシムヘシ前項ニ掲クル者其ノ地ニ在ラサルトキ又ハ立會ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官吏又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

第七條 收稅官吏犯則事實ヲ證明スヘキ物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキハ其ノ差押目錄ヲ作ルヘシ但シ所有者又ハ所持者ハ其ノ差押目錄ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得(2)

差押物件ハ便宜ニ依リ保管證ヲ徵シ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス(2)

差押物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ稅務署長ハ之ヲ公賣ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得(1)

第八條 收稅官吏ハ日没ヨリ日出マテノ間臨檢、搜索又ハ差押ヲ爲スコトヲ得ス但シ現行犯ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

日没前ヨリ開始シタル臨檢、搜索又ハ差押ニシテ必要アル場合ハ日没後迄之ヲ繼續スルコトヲ得(2)

第九條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲ス間ハ何人ニ限ラス許可ヲ得シテ其ノ場所ニ出入スルヲ禁スルコトヲ得

第十條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキハ其ノ顛末ヲ記載シ立會人又ハ尋問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ立會人又ハ尋問ヲ受ケタル者署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十一條 犯則事件ノ證憑集取ハ事件發見地ヲ所轄スル稅務監督局又ハ稅務署ノ收稅官吏之ヲ爲ス

稅務監督局收稅官吏ノ集取シタル證憑ハ之ヲ所轄稅務署收稅官吏ニ引繼クヘシ
同一犯則事件ニ付數箇所ニ於テ發見セラレタル時ハ各發見地ニ於テ集取セラレタル證憑ハ之ヲ最初ノ發見地所轄稅務署ノ收稅官吏ニ引繼クヘシ(1)

第十二條 收稅官吏前各條ニ依リ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スハ其ノ所屬稅務監督局又ハ所屬稅務署ノ管轄區域内ニ限ル但シ既ニ著手シタル犯則事件ニ關聯シ他ノ稅務監督局又ハ稅務署ノ管轄區域ニ於テ臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲スヲ必要トスルトキハ此ノ限ニ在ラス(1)
稅務署長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

第十三條 收稅官吏犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ稅務署長ニ報告スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告發スヘシ(一)

- 一 犯則嫌疑者ノ居所分明ナラサルトキ
- 二 犯則嫌疑者逃走ノ虞アルトキ
- 三 證憑湮滅ノ虞アルトキ

第十四條 稅務署長ハ犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心證ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相當スル金額、沒收品ニ該當スル物品、徵收金ニ相當スル金額及書類送達並差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通告スヘシ但シ沒收品ニ該當スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ爲スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得(一・二)

犯則者通告ノ旨ヲ履行スルノ資力ナシト認ムルトキハ前項ノ通告ヲ要セス直ニ告發スヘシ

第十五條 第十四條ノ通告アリタルトキハ公訴ノ時効ヲ中斷ス

第十六條 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ

第十四條第一項但書ニ依ル通告ニ對シ犯則者通告ノ旨ヲ履行シタル場合ニ於テ沒收品ニ該當スル物品ヲ所持スルトキハ公賣其ノ他必要ノ處分ヲ爲ス迄之ヲ保管スルノ義務アルモノトス但シ保管ニ要スル費用ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス(二)

第十七條 犯則者通告ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ之ヲ履行セサルトキハ稅務署長ハ告發ノ手續ヲ爲スヘシ但シ七日ヲ過クルモ告發前ニ履行シタルトキハ此ノ限ニ在ラス(一)

犯則者ノ居所分明ナラサル爲又ハ犯則者書類ノ受領ヲ拒ミタル爲通告スルコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ(二)

第十八條 犯則事件ヲ告發シタル場合ニ於テ差押物件アルトキハ差押目錄ト共ニ裁判所ニ引繼クヘシ

前項ノ差押物件所有者、所持者又ハ市町村ノ保管ニ係ルトキハ保管證ヲ以テ引繼ヲ爲シ差押物件引繼ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

第十九條 稅務署長犯則事件ヲ調査シ犯則ノ心證ヲ得サルトキハ其ノ旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知シ物件ノ差押アルトキハ之カ解除ヲ命スヘシ(一)

第二十條 本法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條 本法中市町村吏員又ハ市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノニ適用ス

○間接國稅犯則者處分法施行規則 (明治三十三年三月二十三日勅令第五十二號)

改正沿革

- 明治三十四年 八月二十四日勅令第七十號(1)
- 明治三十五年 四月二十六日勅令第四百十五號(2)
- 明治三十五年 十一月一日勅令第二百五十三號(3)
- 明治三十七年 四月一日勅令第九十二號(4)
- 明治三十八年 一月一日勅令第九號(5)
- 明治三十八年 四月十四日勅令第三百三十五號(6)
- 明治四十一年 三月十六日勅令第四十二號(7)
- 大正 元年 八月二十日勅令第十三號(8)
- 大正 三年 七月二十五日勅令第五百十三號(9)
- 大正十二年 十二月二十七日勅令第五百二十三號(10)
- 大正十五年 三月三十一日勅令第四十號(11)
- 昭和十二年 三月三十一日勅令第六十五號(12)
- 昭和十二年 八月十二日勅令第四百二十四號(13)
- 昭和十三年 四月一日勅令第二百二號(14)
- 昭和十四年 四月一日勅令第七十八號(15)

昭和十五年 三月三十一日勅令第六十二號(16)

第一條 間接國稅犯則者處分法ニ於テ間接國稅ト稱スルハ左ノ國稅トス(1・12・13・14・15)

- 一 酒造稅
- 二 酒精及酒精含有飲料稅
- 三 出港稅
- 四 麥酒稅
- 五 清涼飲料稅
- 六 砂糖消費稅
- 七 織物消費稅
- 八 揮發油稅
- 九 取引稅
- 十 印紙稅
- 十一 骨牌稅
- 十二 物品特別稅
- 十三 物品稅

間接國稅犯則者處分 間接國稅犯則者處分法施行規則

四 遊興飲食稅

十五 酒 稅(16)

第二條 收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ所有者、所持者又ハ市町村ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ爲シ若ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ(7)

第三條 差押目錄ニハ物件ノ品名、數量、帳簿、書類ノ名稱、箇數、差押ノ場所及時、所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ

第四條 收稅官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタル場合ニ於テ之ヲ官廳又ハ市町村ニ送致スルトキハ差押目錄ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ

第五條 收稅官吏市町村ヲシテ差押物件ノ保管ヲ爲サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ

第六條 稅務署長間接國稅犯則者處分法第七條ニ依リ差押物件ヲ公賣スルトキハ物件ノ品名、數量、公賣ノ事由、公賣ノ場所及時其ノ他必要ノ事項ヲ公告スヘシ(3)

第七條 稅務署長間接國稅犯則者處分法第七條ニ依リ差押物件ノ公賣代金ヲ供託シタルトキハ其ノ金額ト共ニ其ノ旨ヲ差押當時ノ所持者ニ通知スヘシ(3)

第八條 收稅官吏臨檢、搜索、尋問又ハ差押ヲ爲シタルトキ調製スル顛末書ニハ臨檢、搜索、尋

問又ハ差押ノ事實、場所及時並供述ノ要領ヲ記載スヘシ

第九條 間接國稅犯則者處分法第十四條ノ通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ

第十條 通告書ノ送達ハ使丁ニ依リテ之ヲ爲シ其ノ受領證ヲ徵スヘシ但シ配達證明郵便ヲ以テ送達ヲ爲スコトヲ得

第十一條 稅務署長間接國稅犯則者處分法第十九條ニ依リ犯則ノ心證ヲ得サル旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知スル場合ニ於テ同法第七條ニ依リ供託シタル金額アルトキハ供託受領證ニ供託金ヲ受取ルヘキ事由ヲ證スヘキ書面ヲ添付シ之ヲ差押當時ノ物件所持者ニ交付スヘシ(3)

第十二條 犯則事件ノ調査及處分ニ關スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印スヘシ

文字ヲ削除スルトキハ其ノ字體ヲ存シ置キ其ノ字數ヲ記載スヘシ

第十三條 收稅官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス差押物件又ハ沒收物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第十四條 本令中稅務署長ノ職務ハ樞太ニ在リテハ樞太廳支廳長之ヲ行フ(8)

附 則

附 則(1)

本令ハ間接國稅犯則者處分法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(3)

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(4)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(5)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(7)

本令ハ石油消費税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(8)

本令ハ大正元年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(9)

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(10)

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(11)

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(12)

本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(13)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(14)

本令ハ支那事變特別税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十三年四月一日施行)

附 則(15)

本令ハ昭和十四年法律第四十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十四年四月一日施行)

附 則(16)

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○間接國稅犯則者處分法ニ依ル收稅官吏ノ證票様式

(明治三十三年三月二十四日大藏省令第五號)

間接國稅犯則者處分 間接國稅犯則者處分法ニ依ル收稅官吏ノ證票様式

改正 明治三十五年十一月一日大藏省令第二十五號

大正七年十二月二十八日大藏省令第四十四號

明治三十三年法律第六十七號間接國稅犯則者處分法第四條ニ依リ收稅官吏ノ携帶スベキ證票樣式
左ノ通り相定ム

樣式 用紙厚質白紙 縱四寸 橫二寸五分

第 何 號

何稅務監督局(又ハ何稅務署)

官 氏 名

收稅官吏

何稅務監督局

章

又ハ何稅務署印

〔大正〕何年何月何日交付

何稅務監督局(又ハ何稅務署)

○間接國稅犯則者處分法施行心得 (明治三十三年三月大藏省訓令第八號)

稅務管理局 稅務署

間接國稅犯則者處分法施行上左ノ通心得ヘシ

第一條 收稅管吏臨檢搜索ヲ爲スハ犯則ノ嫌疑ヲ起スニ足ルヘキ事實アリタルトキニ於テノミ之

ヲ爲スコトヲ要ス

第二條 收稅官吏犯則嫌疑者參考人ヲ尋問スルハ犯則ノ現場又ハ尋問ヲ受クヘキ者ノ所在ニ就テ

之ヲ爲スコトヲ要ス

第三條 差押物件ニハ常ニ注意ヲ爲シ腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ時機ヲ失セス公賣ニ付シ其

ノ代金ノ供托ヲ爲スコトヲ要ス但シ急速ヲ要スル場合ノ外ハ成ルヘク公賣前差押當時ノ所持者
ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

第四條 收稅官吏證憑ヲ他ノ稅務署ノ收稅官吏ニ引繼ク場合ニ於テハ所屬稅務署長ヲ經由スルコ

トヲ要ス

第五條 犯則事件ノ調査及處分ハ速ニ結了スルコトヲ要ス故ナク遲滯スルカ如キコトアルヘカラ
ス

間接國稅犯則者處分法施行心得

第六條 稅務署長通告ヲ爲ス場合ニ於テハ成ルヘク犯則者ノ住所地又ハ居住地所轄ノ稅務署ヲ指定シテ金錢物品ノ納付所ト爲スコトヲ要ス但シ沒收品ニ該當スル物品ニ付テハ特ニ場所ヲ指定シテ納付セシムル必要アル場合ヲ除クノ外納付ノ申出ノミヲ爲スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ要ス

第七條 通告書ハ金錢物品ノ納付者ト指定シタル稅務署ヲ經由シテ送達スルコトヲ要ス

第八條 稅務署長犯則事件ヲ調査シ犯則ノ心證ヲ得サルトキハ速ニ其ノ旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知シ

且ツ差押物件ノ解除ヲ當該官吏ニ命スルコトヲ要ス

差押解除ノ命令ヲ受ケタル當該官吏ハ直ニ之レカ解除ヲ爲スコトヲ要ス

右訓令ス

國債ノ擔保其他

○政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷

却ニ關スル件 (明治四十二年三月二十二日法律第九號)

沿革 昭和十四年四月法律第六一號改正

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保トシテ提供シタル國債ヲ法令ノ規定ニ依リ公賣スヘキ場合ニ於テハ國債證券買入銷却法ニ依リ其ノ國債ノ債權金額ヲ以テ之ヲ買入レ銷却スルコトヲ得但シ割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ニシテ買入レノ日ヨリ五年以内ニ償還期限ノ到來セサルモノニ付テハ發行價格ニ命令ノ定ムル所ニ依リ發行價格ト額面金額トノ差額ノ一部ニ相當スル金額ヲ加算シタルモノヲ以テ其ノ國債ノ債權金額ト看做シ買入銷却ヲ爲スコトヲ得

○明治四十二年法律第九號但書ノ規定ニ依ル命令ノ件

(昭和十四年六月十三日大藏省令第二十五號)

國債ノ擔保其他

政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件 明治四十二年法律第九號但書ノ規定ニ依ル命令ノ件

明治四十二年法律第九號但書ノ規定ニ依リ國債ノ發行價格ニ加算スベキ金額ハ發行價格ト額面金額トノ差額ヲ發行ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ年數ヲ以テ除シタル金額ニ發行ノ日ヨリ買入ノ日迄ノ年數ニ四ヲ加ヘタル數ヲ乘ジテ之ヲ計算ス

前項ノ計算ニ際シ發行ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ年數又ハ發行ノ日ヨリ買入ノ日迄ノ年數ニ付一年未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

第一項ノ計算ハ額面金額十圓毎ニ之ヲ行ヒ發行價格ト額面金額トノ差額ヲ發行ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ年數ヲ以テ除シタル金額ニ付一錢未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格

ニ關スル件

(明治四十一年十一月二十八日勅令第二百八十七號)

改正 明治四十五年勅令第三百三十六號

政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ハ其ノ債權金額ニ依ル (昭和十四年勅令第三百七十七號改正)

割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ニシテ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用ノ日ヨリ五年以内ニ償還ノ到來セサルモノニ付テハ發行價格ニ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ發行價格ト額面金額トノ差額ノ一部ニ相當スル金額ヲ加算シタル金額ヲ以テ其ノ國債ノ債權金額ト看做ス

明治三十八年勅令第二十號ハ之ヲ廢止ス

附 則(昭和十四年六月二十日勅令第三百七十七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○明治四十一年勅令第二百八十七號第二項ノ規定ニ依リ國債ノ發行價格ニ

加算スベキ金額ニ關スル件 (昭和十四年六月十三日大藏省令第二十六號)

明治四十一年勅令第二百八十七號第二項ノ規定ニ依リ國債ノ發行價格ニ加算スベキ金額ハ發行價格ト額面金額トノ差額ヲ發行ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ年數ヲ以テ除シタル金額ニ發行ノ日ヨリ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用ノ日迄ノ年數ニ四ヲ加ヘタル數ヲ乘ジテ之ヲ計算ス

前項ノ計算ニ際シ發行ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ年數又ハ發行ノ日ヨリ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用ノ日迄ノ年數ニ付一年未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

第一項ノ計算ハ額面金額十圓毎ニ之ヲ行ヒ發行價格ト額面金額トノ差額ヲ發行ノ日ヨリ償還ノ日

國債ノ擔保其他

明治四十一年勅令第二百八十七號第二項ノ規定ニ依リ國債ノ發行價格ニ加算スベキ金額ニ關スル件

迄ノ年數ヲ以テ除シタル金額ニ付二錢未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル法律

(昭和十三年六月一日法律第八十七號)

本邦内ニ於テ募集シタル命令ノ定ムル外國債ハ租稅ノ賦課又ハ政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ關シテハ之ヲ國債ト看做ス(昭和十五年法律第八十九號改正)

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前募集シタル外國債ニハ本法ヲ適用セズ

附 則

昭和十三年五月三十一日以前募集シタル外國債ニハ改正規定ヲ適用セズ

○昭和十三年法律第八十七號ノ適用ヲ受クル外國債ノ條件ニ

關スル件 (昭和十三年六月一日勅令第三百八十九號)

改正 昭和十五年八月八日勅令第五百四十九號(一)

昭和十三年法律第八十七號ニ依リ租稅ノ賦課又ハ政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ關シテ國債ト看做ス外國債ハ本邦通貨ヲ以テ表示スル外國債ニシテ帝國政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ充用セラレ帝國政府ニ歸屬シ又ハ公賣ニ付セラルル場合ニ於テハ當該外國ガ債權金額ヲ以テ買入銷却ヲ爲スコトヲ其ノ國ノ法令ニ於テ規定スルモノニ限ル(一)

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則(一)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○支那事變特別稅法等廢止ノ件 (昭和十五年三月二十九日法律第五十號)

支那事變特別稅法及臨時租稅增徵法ハ之ヲ廢止ス

附 則

廢止法律等 支那事變特別稅法等廢止ノ件

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

法人ノ昭和十五年三月三十一日以前ニ終了シタル各事業年度分ノ所得稅、營業收益稅、法人資本稅及臨時利得稅、法人ノ昭和十五年三月三十一日以前ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル清算所得ニ對スル所得稅、昭和十五年三月三十一日以前ニ開始シタル相續稅、昭和十五年三月三十一日以前ニ產出シタル礦產物ニ對スル礦產稅及特別礦產稅、昭和十五年三月三十一日以前ニ爲シタル賣買取引ニ基ク賣買手數料收入金額ニ對スル取引所營業稅、昭和十五年三月三十一日以前ニ竣成シタル家屋ノ建築稅並ニ昭和十五年三月三十一日以前ニ賦課スベカリシ又ハ徵收シ若ハ徵收スベカリシ第二種又ハ第三種ノ所得ニ對スル所得稅、資本利子稅、酒類ニ對スル造石稅及出港稅、麥酒稅、酒精及酒精含有飲料ニ對スル造石稅、清涼飲料稅、砂糖消費稅、取引稅、印紙稅、利益配當稅、公債及社債利子稅、通行稅、入場稅、特別入場稅、物品稅、遊興飲食稅及個人ノ臨時利得稅ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

臨時租稅增徵法第十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラス昭和十五年一月一日以後ニ隱居ニ因リ開始シタル家督相續又ハ同日以後ニ爲シタル相續稅法第二十三條第一項ニ規定スル贈與ニ付テハ之ヲ適用セズ

昭和十五年一月一日以後昭和十五年三月三十一日迄ニ產出シタル礦產物ニ對スル礦產稅及特別礦產稅ハ昭和十五年六月中ニ之ヲ徵收ス

○支那事變特別稅法施行規則廢止ノ件 (昭和十五年三月三十一日勅令第五百五十四號)
支那事變特別稅法施行規則ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ支那事變特別稅法及臨時租稅增徵法廢止法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年三月三十一日以前ニ竣成シタル家屋ノ建築稅並ニ昭和十五年三月三十一日以前ニ賦課スベカリシ又ハ徵收シ若ハ徵收スベカリシ第三種ノ所得ニ對スル所得稅、利益配當稅、公債及社債利子稅、通行稅、入場稅、特別入場稅、物品稅ニ關シテハ仍舊令ニ依ル

○明治三十八年大藏省令第十一號等廢止ノ件

(昭和十五年四月一日大藏省令第十四號)

左ノ大藏省令ハ之ヲ廢止ス

一 明治三十八年大藏省令第十一號(果實酒ト看做スモノノ取扱方ノ件)

廢止法律等 明治三十八年大藏省令第十一號等廢止ノ件

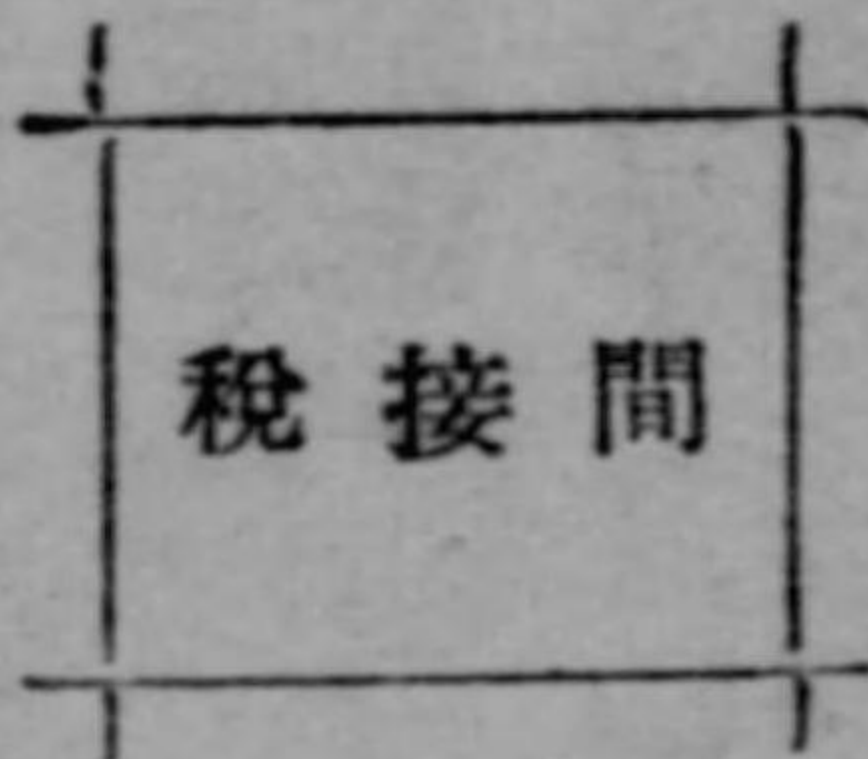
一 大正十五年大藏省令第十七號(沖繩縣ヨリ移出スル酒類ニ付交付スヘキ船積免狀ノ様式ノ件)

一 大正十五年大藏省令第二十二號(酒精ノ變性ヲ命スル場合ニ混和スヘキ物品ノ種類及數量等ノ件)

附 則

本令ハ酒稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
酒稅法第七十五條第一項ノ規定ニ依リ舊法ニ依ル場合ニ於テハ仍舊令ニ依ル

昭和十六年八月五日印刷



發行所

【定價金一圓二十錢】

編輯兼發行所 東京市神田區小川町三の八
代表者 東京財務研究會 津屋新一

印刷者 東京市牛込區榎町七 早坂善太郎
印刷所 東京市牛込區榎町七 大日本印刷株式會社 榎町工場

東京市神田區小川町三の八
株式會社 高陽書院
電話神田(25)二三五一番
振替東京九〇〇三番

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二ノ九

東京商大 教授 太田哲三著

菊判・上製函入 價三・〇〇送二二

財務諸表準則解説

書類記載の各種勘定科目の内容に一定の規準を與へた劃期的な強制である。されど準則は簡潔を旨とし意を盡さぬ點が多い。これ委員の一人として終始準則の制定に參與されし企畫院委員たる會計學の泰斗太田教授に乞ふてこれが詳細なる解説書を公刊する所以である。行文平易會計學の豫備知識なくして理解し得べく、更に本書により最新の簿記會計學の知識を徹底し得るであらう。

財務諸表準則の制定は諸事業の作成する貸借對照表以下の諸會計書類の形式を規定すると共に之等

神戸高商 小菅敏郎 共著
福岡高商 水田金一

菊版・紙裝上製 價一・八〇送一四

商業簿記圖表解説

凡ての簿記の基礎である商業簿記の原理から取引仕譯・記帳・決算に至るまで簿記の全機構を易より難へと首尾一貫して圖式によつて解説した一番判り易い簿記書として各方面から大歡迎の好著。初學者より進むで一般學生、會社商店の會計課、實業教員計理士受験生間に明快無比の參考書として絶讚。

凡ての簿記の基礎である商業簿記の原理から取引仕譯・記帳・決算に至るまで簿記の全機構を易より難へと首尾一貫して圖式によつて解説した一番判り易い簿記書として各方面から大歡迎の好著。初學者より進むで一般學生、會社商店の會計課、實業教員計理士受験生間に明快無比の參考書として絶讚。

訂正増補

不動産金融原論

玉塚不動産研究所長 玉塚 締伍著

菊判・上製函入 本文七三七頁 價六・八〇送二二

大目次

- 第一章 不動産金融の概念
- 第二章 不動産金融の客體
- 第三章 不動産金融客體の評価
- 第四章 貸付金額・利率及び期間
- 第五章 被擔保債權の構成
- 第六章 擔保形式の構成
- 第七章 擔保權の保全
- 第八章 貸付の實踐要項
- 第九章 貸付後の變動對策
- 第十章 貸付金の回收
- 第十一章 不動産の資金化
- 第十二章 不動産金融機關

とより之が専門の知識なき一般人は往々不測の損害を受け或は全く之を他に依頼するの止むなき實狀である。不動産に關する從來の著書の殆ど全部が法理のみを説き經濟利用部門を閑却したこともその原因であつた。物資窮乏の現下土地建物は一層重要なる取引對象物たらんとする時、不動産管理の權威として知らるゝ先生の不動産經濟・法律手續の一切を網羅せる完璧の著書は當に現代の需要を充すものであり不動産金融の關係者は固より土地家屋所有者に好參考書を提供するものである。

土地建物は國家にとり個人にとり重要な財貨である。土地建物の利用・取引は經濟上種々なる考査と煩瑣な法律上の手續を要するこ

東京市神田區 高陽書院 電話 三〇〇九 一五三二

東京市神田區 高陽書院 電話 三〇〇九 一五三二

東京商大
教授

太田 哲三著

菊判・上製函入
價三・五〇 送二二

會計學概論

改訂増補

られる本書は商科大學の教授として遞信・鐵道・商工各省の顧問として學界・實際界に重きをなす著者がその蘊蓄を傾け會計學の全般を明快に論述せられたものであり、會計實務の指針としての價值は他書の追隨を許さぬものがある。今回更に全卷に涉り改修を施し、以つて江湖の御期待に報ゆることゝなつた。

東京商大
教授

太田 哲三著

菊判・上製函入
價二・〇〇 送一四

會計學講話

三版出版

定・投資及其他の資産・貸方勘定・貸借對照表・決算諸表の分析——社會は會計學を常識として要求してゐる。本書は會計學の全體系を徒らに理論の末を争ふことなく穩健なる學說により明快・懇切に解説すると云ふ態度で一貫してゐる。蓋し大家にして始めて成し得る述作として好評噴々。

大目次——會計及會計學・會計

の目的・損益計算・財産評價・

時價貸借對照表・固定資産・減

價償却・無形固定資産及繰延勘

定・決算諸表の分析——社會は會

計學を常識として要求してゐる。本

書は會計學の全體系を徒らに理論の

末を争ふことなく穩健なる學說によ

り明快・懇切に解説すると云ふ態度

で一貫してゐる。蓋し大家にして始

めて成し得る述作として好評噴々。

電話代
田代
三〇〇九
一五三二

高陽書院

東京市神田區
小川町三八ノ

